

第9回 大山町議会定例会会議録（第3日）

平成28年12月16日（金曜日）

議事日程

平成28年12月16日 午前9時30分開議

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
8	6	米本 隆記	1. 新聞報道は本当か
9	11	西尾 寿博	1. 不祥事の対応は 2. 民生委員・児童委員について
10	14	岡田 聡	1. 更なる健康・生きがいづくり対策を 2. 学びを変える についての対応は
11	7	大森 正治	1. 同和問題の今後を探る
12	10	近藤 大介	1. コンプライアンスと説明責任について
13	1	加藤 紀之	1. 移住・定住支援策について 2. SNSの活用を
14	2	大原 広己	1. 農業政策の過去5年間の現状と今後について 2. 農業機械の事故防止について 3. 町政の継続性について

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
8	6	米本 隆記	1. 新聞報道は本当か
9	11	西尾 寿博	1. 不祥事の対応は 2. 民生委員・児童委員について

10	14	岡田 聰	1. 更なる健康・生きがいづくり対策を 2. 学びを変える についての対応は
11	7	大森 正治	1. 同和問題の今後を探る
12	10	近藤 大介	1. コンプライアンスと説明責任について
14	2	大原 広已	1. 農業政策の過去5年間の現状と今後について 2. 農業機械の事故防止について 3. 町政の継続性について

出席議員（15名）

2番 大原 広已	3番 大 杖 正 彦
4番 圓 岡 伸 夫	5番 遠 藤 幸 子
6番 米 本 隆 記	7番 大 森 正 治
8番 杉 谷 洋 一	9番 野 口 昌 作
10番 近 藤 大 介	11番 西 尾 寿 博
12番 吉 原 美 智 恵	13番 岩 井 美 保 子
14番 岡 田 聰	15番 西 山 富 三 郎
16番 野 口 俊 明	

欠席議員（1名）

1番 加 藤 紀 之

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 手 島 千 津 夫 書記 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 森 田 増 範	教育長 山 根 浩
副町長 小 西 正 記	教育次長 齋 藤 匠
総務課長 酒 嶋 宏	幼児・学校教育課長 林 原 幸 雄
税務課長 岡 田 栄	人権・社会教育課長 門 脇 英 之
住民生活課長 森 田 典 子	企画情報課長 井 上 龍
建設課長 野 坂 友 晴	水道課長 野 口 尚 登

農林水産課長	……………	山 下 一 郎	農業委員会事務局長	田 中 延 明	
福祉介護課長	……………	松 田 博 明	健康対策課長	……………	後 藤 英 紀
観光商工課長	……………	持 田 隆 昌	教育委員長	……………	伊 澤 百 子
地籍調査課長	……………	白 石 貴 和	代表監査委員	……………	後 藤 洋 次 郎

午前9時30分開議

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長（野口 俊明君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） はい。おはようございます。きのうとは打って変わってきょうは寒い朝になりまして、本当に皆さんも寝起きはどうだったでしょうか。きょうはですね、きのうの天気とはちょっと打って変わってますけども、議場のほうもね、明るく温かい議場にしていきたいと思っております。

私は、今回1問通告させていただいております。新聞報道は本当かということで題して質問させていただいております。

実は昨日ですね、ある議員のほうがですね、聖徳太子の言葉を引用して物事を言われましたけども、実際にはあの聖徳太子が言いたいことは、ちょっと内容が違っております。本当はですね、悪いということ悪いと言う姿勢が必要で、風通しがよくなければよい職場にはならないというのが聖徳太子の本当の意味であります。これについては、詳しいことはまた後ほどまた別の議員が言うかと思っておりますけども、そのことは皆さん承知しといてください。

それでは、質問させていただきます。

11月初め、新聞数社が町職員の偽装工作を取り上げました。町執行部は、この記事についての詳細を10月の4日の日にですね、全員協議会をするからという通知がありました。で、10月の10日の日に招集がありまして伺ったんですが、何ら詳しい、11月10日、済みません、11月10日にお聞きしましたが、そのときですね、何らその詳しい詳細な説明はありませんでした。日本海新聞でも取り上げられておりますけれども、11月11日に出た記事ですが、町長は釈明に終始というふうな題で出ております。つまりですね、町民の皆さんはもとよりですけど、議員も知らないことがたくさんあります。

そこで、この新聞報道が本当であるならば、10月17日には執行部のほうはこの内容を知っていたはずなんです。ですが、11月1日、新聞が出るまでどのような対策をとられたかというのは全然わかっておりません。お聞きしたところによるとですね、監査委員さんに定期監査をお願いするというような話がありましたけども、内容的にはどういったことだったかわかりません。それがですね、もし10月17日であるならば、今、今日まで約2カ月間ありますが、何ら詳細なものはわかりません。いつになったら真実が明らかになるのかをですね、町長と代表監査委員に事の詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。2日目になります。米本議員のほうから1問、新聞報道は本当かということで、私と、それから代表監査委員のほうに質問をいただいております。まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、全員協議会のほうで報告をさせていただいたところでありまして、新聞社に投稿された内容につきましては、新聞社から投書のコピーなどをいただいておりますので、正確なものが把握できておりません。当事者は、事実、新聞の記事は事実と異なるということでありまして、その無記名文章には作為的、意図的なところが私にあるのではというふうに思っております。圓岡議員さんの質問にもお答えをいたしましたとおりであります。現在、監査委員さんに調査をお願いしておりますので、その状況をもって対応を考えてまいりたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 代表監査委員、後藤洋次郎君。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） おはようございます。代表監査委員の後藤でございます。特定非営利活動法人大山中海観光推進機構、ちょっと長い名前ですけども、通称、大山王国と呼ばれておりますので、ここでは大山王国として表現させていただきます。その大山王国に大山町が委託した事業につきまして、その監査に関する質問がございましたので、お答えいたします。

平成28年の11月4日、この日付でですね、大山町が大山王国に委託した事業につきまして監査をするようにという町長からの特別監査請求がございまして、現在監査を行っているところでございます。地方自治法第199条第1項で、ちょっと条文を読み上げますけれども、監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査すると規定されておりますし、また、同条第7項でですね、監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えるも

のの出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものを監査することができるというふうな規定がございます。したがって、大山王国への事業委託というものにつきましては、補助金等の財政的援助でございません。そのためにですね、大山町に対する監査はできますけれども、大山王国そのものに対してですね、監査をすることはできません。私の立場としてはですね、そういう権限はございません。

ただしですね、大山王国に委託した各事業の報告書にはですね、大山町は、大山王国からいつでも証憑書類を調査することができる、こういった規定の条項が記載されております。そしてこれらの契約状況に基づきまして、大山町に大山王国から証憑書類等を取り寄せてもらって、これらの証憑書類等を検査をしているところでございます。そして関係人からの事実関係の聴取などを行っているところでございます。監査は今実施中でございますけれども、各事業の見積もり内容とか契約内容あるいは実績報告、検査報告、検査方法など、財務に関する事務の執行を中心に監査を行っております。監査結果につきましてはですね、報告書を作成して町長に提出する予定でございます。

また、報告書につきましては、地方自治法第199条第9項で公表が義務づけられていますので、他の監査報告と同様、大山町のホームページに掲載する予定でございます。報告書につきましては、何とか年内を目途に鋭意、今現在取りまとめているところでございます。

なお、監査途中の不確実な状況での説明につきましては、無用な混乱を招くおそれがあることから、説明は御容赦をお願いしたいと思います。また、地方自治法第198条の3第2項で監査委員には守秘義務が課されていますので、報告書に記載した範囲内の答弁や説明はできますが、報告書に記載されていない事柄に係る事項、事実関係等につきましては答弁や説明ができないことも御理解願いたいと思います。

以上で、お答え、答弁を終わります。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） そうですね、なかなか今調査中でできないということがありますのでね、公表できないでしょう。実はですね、きょう日本海新聞コピーしてきましたけど、実際にね、大山町に弁明書が届いたということでありまして、その内容を見ますとですね、本当にそうなんだな、ちゃんといいことをしてたんで悪いことはないんだなというふうに思えるんで、私、この1時間どうしようかなというふうに思っておるところでございます。

実はですね、町長、この弁明書を大山王国、今言われました、監査が言われましたから私も名前を出します。大山王国のほうから14日付でもらいまして、きのう議会のほうも提出がありました。これ執行部の皆さんも見られました、見ておられますか、これを見ておられない、執行部は。で、町長、これ持ってこられて、お話はされましたか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど資料ということで、そのことについて説明をさせていただきますけれども、経過ということで述べさせていただきますが、大山町様と委託契約関係につきましてということで、NPO法人の理事長のほうからの書類でございます。この経過については、13日の日にですね、理事長本人と担当理事がこちらのほうに来られてこの説明を2人でされたという経過がありますけれども、この一報をもらったときに我々執行部だけで説明を聞くということについては、やはり代表監査委員さん、それから議会のほうからも代表として出てもらって、同じ場で情報共有をさせていただくことが必要だろうなという思いがあって、同席をお願いをいたしました。いろいろと説明をしていただいて、その内容について理事長のほうからもおわびや、あるいは事実の報告や、あるいはこれからの対応方針等について記載されてることを述べられたところであります。

その中で、字句の若干変更があるということでありましたので、一度持ち帰りをしていただいて、翌日14日の日に改めて持ってくるということでありましたので、14日の日にこれをいただいたということでもあります。特に議会のほうからも代表として御出席をいただいておりますので、議長さんのほうに議員の皆様にもこのことはお伝えをしないといけないだろうなということを思い、お渡しをさせていただいて、伺いますと、きのうの全協のほうでこれをお配りいただいたということでもあります。特にこの文書と申しますか、書類につきましては、民間事業者ということもありますので、取り扱い等については議員の皆さんにもひとつ慎重をお願いをしたいなというふうに思うところであります。

そうした経過の中でありますので、行政のほうでは、私と副町長、そして総務課長3人同席しておりましたので、その範囲内というところと、教育長のほうにもこのことについてはお伝えをさせていただいているというところでもあります。時期を見て管理職のほうにもこのことは伝えていかなければなりませんけれども、間近に一般質問等々がありますので、今現在はそういう状態であるということでございます。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） よくわかりました。いろいろと議長も教育長も、それから執行部3人も同席されていると、で、話を聞かれたということでもあります。よくわかりました。であるならば、話は聞かれたわけですね。話は聞かれた。これ11月10日の全協のときの私のメモです、いいですか、こう言っておられるんですよ。本人は確認している、NPOにも話を聞いてないので公表できないと、これ今さっき言われましたね、聞かれたということですね、聞かれたと。じゃあ、公表してもらいましょうか。いいですか。

この新聞報道について問い合わせましたら、答えられない、いいですか、日本海、朝日、

読売、さあ答えてもらいましょうか。まず、日本海新聞のほうでいきます。ええですか。記者の取材で、長期化すれば業務がふえる、要領がわかってる自分がやれば効率的だと思ったと。きのうの圓岡議員の質問の中に当事者の発言とは違うところがあると言われるんで、どこが違うか言ってください。いいですか。まず、そこが1点ね。

2つ目。委託先を決めるとき、町指名審査委員会で業務や実績のことを大山王国と随意契約を結んだ。この中で、町指名審査委員会、どなたがメンバーだったかということも教えてください。で、この委託契約を結んだということはどういうふうになったのか。NPO大山王国の法人名義の口座の開設事業費を振り込ませた。これは本人が言っておられます。この3つについてどうだったか、まずお聞きします。させてください。いいですか、議長、いいですか。間違いなく全協でNPO法人に聞いたら説明すると言っておられるんですから、お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。聞き取りにくいところがあるところでありまして、担当のほうから答えさせていただきます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 後藤監査委員さんとも言われたように、個々の詳細についてはまだ御報告できないというのが事実でございます。

それから、メンバー、指名審査委員会のメンバーでございますが、座長は私がやっております。そのほかに建設課長、総務課長、学校教育課長、水道課長、農林水産課長の6名でございます。

○議員（6番 米本 隆記君） そこはいいです、そこはいいです、もういいです、結構です。

○副町長（小西 正記君） いいですか。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） あのね、もう一度言いますよ。11月10日の全協のときに、本人は確認してると言われました。それもですね、確認されたのは、普通でしたらね、10月17日にこのことが公になったらすぐ聞くはずなんですよ。それを新聞報道があった10月1日にも聞いてない。まして10月31日には副町長はこのことを新聞社に聴取されとるんですよ、事情聴取、31日に聞いておられますね、新聞社がね。これは新聞社に確認してます、新聞記者に、ですから間違いありません。なのに、実際にお聞きになったのは2日の日です、11月2日、聞き取りをしましたということがあります。いいですか。そのことを聞いて10日の日になぜ公表できないかというふうに議会の全員協議会では、NPO、本人には聞いたけど、NPO法人には聞いてないから

説明ができないという答弁だったんですよ。それを今、私は聞いたんですよ、この3つを、日本海新聞さんの記事の内容を。なぜ答えられないんですか、どこが間違っただったかって。議長、答えは休憩。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 10月17日に報告、職員から報告があったというのは、こちらのほうが言いました。その報告があって、その部分については、監査委員等に協議したいということであったんで、それは進めてくださいというふうに職員に申し上げました。その後、担当課長のほうが自分の権限で担当課に書類の提出を求めたということで、その提出のやりとりの状況を見守っておったというのが事実でございます。その間に、先ほど申し上げたように、31日に新聞社2社が私どものところに来て、こういうふうな内容があるがということで取材を受けたということでございます。

それで、NPO法人の関係につきましては、私は直接聞き取りはしておりませんが、職員に対して、担当した職員に対しては現在2回、NPO法人の理事長には1回の聞き取りをしております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） あの新聞の内容のどこが違ってどこが正しかったかということを知りたいんですよ。公表するって言われたんですよ、なぜしないんですか、今、いいですか。NPO法人とも出合って話をされて、公表できるでしょ、このときに言われたんですよ、できるって、するって。今してくださいよ。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） それぞれ言い分が違ったところがありますので、慎重に審議させてもらって、それが確定してから御報告申し上げます。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 読売新聞さんもいろいろ出しとります。自身で行ったりとか部下に命じたりして実施していたことが31日にわかったと。いいですか、この31日にわかったことですね、部下に命じたりして実施したというふうに新聞に書いてあるんですよ。ということは、本人一人でやったというふうになっとるんですけど、実際にはほかの部下も一緒になってやっとなる。なぜかというと、後から話ししようかと思っただけ、ここにね、わかります、支出負担行為兼支出命令書、係がまず判を押さないと、その上位者は判を押さないんですよ、違います。こういったところがあると、必ず上位者が判を押すということになると、係が絶対判を押さないとその支出はできないということです。後から言います、またこれがどこに振り込まれたかということも出てきますん

で。ですから一人ではできないということなんですね、まず。そういったところのちゃんとその辺が出てるんですよ。

○議長（野口 俊明君） 米本議員、もう少しゆっくり言われたほうが、ちょっと聞いててつらいところがある。（発言する者あり）

○議員（6番 米本 隆記君） はい、済みません。ならゆっくりと言います。

この支出負担行為命令書というのは、係が判を押して常に上位者が判を押して回ってきますよね。そうすると、上位者だけの判で回らないということなんですよ、係。で、新聞のほうで、これは部下に命じたりして実施していたということが書かれておりました、私、1つは、このことかなというふうにちょっと思ったんですけど、判を押していかなければわからないということは、自分で知り得たことなんだけど、部下に、これはこうだからということやらせていくということも考えられるということがあるので、これは後からもちょっと取り上げようかなと思っておりましたけど、ちょっと今、先に言います。ええですか、読売新聞はそういったことを言っております。

それから、NPO、この事業をした理事長が難色を示したために、2009年ごろから、いいですか、偽造した印鑑で書類を作成し、事業を実施していたということを言っておられます。それから、これは記者の取材に対して、経費が節減できるのでNPO、大山王国に委託したかった、委託したのは不適切と認めておると、これが本人が言ってるんですよ。ええですか、これは本当なんですか、どこが間違ってるんですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 総務課長が勝手にする前に、一般質問です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。失礼いたしました。担当のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。本人からの聞き取りもしておりますが、その一つ一つの記事が、これがどうなのかというような聞き取りをしてるわけではございませんので、その分についてはちょっとわかりません。

それから、新聞3社ぐらいですかね、僕も見ましたが、論調が違います。どの部分がですね、本人がしゃべってるのか、どの部分が投げ込みのものを見てなのか、どの部分が記者の推測なのか、そこまで一つ一つ分析するわけではなくてはですね、町のほうとしましては、ある書類を調べていただいた中で総合的に判断していくと。済みません、監査委員さんの報告の後に、また町のほうでも判断していくというような形になるのではないかなというふうに思っております。

それから、今の支出負担行為の件ですけれども、ちょっと町で支出する場合は確かに

職員が上げますけれども、何を今言われてるのかちょっと理解できませんので、大山王国に委託したものについてですね、町のほうでまた内部でその支払いの稟議をとるということはあり得ませんので。例えば、どっかの会社に委託した事業についてですね、町のほうでその支出についてまた稟議をとるということはちょっと考えられないので、ちょっと意味が見えないんですが。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、わかりました。

じゃあ、さっき言われましたね、新聞内容では聞き取りはできてないんで、わからない。じゃあ、聞き取られたことを教えてください。（「具体的に何を」と呼ぶ者あり）新聞では内容的に1項目だからわからない、だけど、今、聞き取りはしましたと。その聞き取りの内容はどういったことなんですかということをお聞きしたい。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当よりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） その部分につきましては、現在、監査委員さんに調査をお願いしておりますので、その中で、うちのほうで聞いたものとまた違いがあると確認も必要になると思いますので、監査委員さんの報告なりを受けてから、その分についてはまた報告させていただきたいと思います。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） はい。実際これがもらった大山王国からの弁明書なんですけど、私、これ読んどってね、そうかなと思ったところもあるし、あれおかしいなというところがあるんですよ。いいですか、よう聞いてくださいよ。

この中で、口座は、口座はですよ、平成18年ごろからつくってたと、この使用した口座は。そこの中にですね、本会計、いいですか、NPO法人の本会計との資金の振替が行われとったと書いてありますね。それから当機構役員、これ当人じゃないですよ、役員がこの関与してる事業会社との商取引もしてますよ、してましたよということがあれば、必ずそういったところはチェックされとるはずなんですよ、この通帳も。その通帳の内容が、表面がしてないということは、この通帳に商取引があったことが出てこないんですよ、判明できないんですよ。

この文章を見たときに、私、ちょっと簿記がわかるんで、あれこの書き方はおかしいなというふうに思って、ちょっと聞きたいなと思ったんです。ええですか。そういったところをやれば必ず、ええですか、確実に通帳の出し入れというのは目にしなければ、

そこの中の会計の処理ができないんですよ、全体のNPO法人の。そういったところは
どうなんですか。私、ここのところがすごく曖昧でありましてね、それについては、お
話しされた、聞かれたということですから、その辺の答弁がもしあれば教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） この内容について、そのまま朗読を受けて説明を伺ったという
ことでありまして、さらに深いところの話はしておりません。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 私のこれを読ませてもらった感じですか、いいですか。
本部口座と資金の移動とか資金の振替をしてるということは、それによって口座への入
金、出金はわかるんですよ。これが8年間、9年間、同じつくったものをもしも使って
ないんだったら、こういった書き方しません。いいですか、この中では書いてあるん
ですよ、当該機構の別の役員さんが商取引をしてましたよって。ということは、ちゃん
と見なきゃおかしいんですよ、それを見ないで8年間も9年間もこの通帳を預けっ放し
にするということはまずないんですよ。わかりますか。ですからここを考えれば、この
内容的にこの答弁書はおかしいなというふうに私は思ったんですけど、今それを読まれ
ただけでわからないと言われますから、ですから私は、はっきり言いますよ、この答弁
書が本当に正しいのか間違ってるのかということ自体も不思議でならんです。わかりま
す。

こういったことをやっていくと、いいですか、町長、ごめんなさい。町長はね、11
月10日の全協のときに、まず開口一番、庁舎内でぐるでやっくらへんかという話があ
ると全協の中で言われました。そのときに何も答弁されなかったということにつきまし
ては、何かこの大山王国の理事長も一緒になってるんじゃないかな、今言ったように、
なってないかなというふうな変な錯覚を受けるようになりますよ。その辺のところはど
うなんですか。もうちょっと自分で明らかにするという考えはないんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 反問権を使わせてください。

○議長（野口 俊明君） はい、許します。

○町長（森田 増範君） 提出をされた書類をもっていろいろ話をされますけれども、そ
のことについて、相手があることであります。名誉毀損等にも値する可能性も出てくる
発言でありますので、そのことについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

（「恫喝ですか、それ」と呼ぶ者あり）

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 名誉毀損って言われます。そうかもしれません。だけど、私は、内容的に本当のことを、いいですか、執行部が言ったことですよ、11月10日に内容を明らかにしますって。そのことが出てこないんで、聞いてるんですよ。そのとこなんですよ。これは町民の皆さんも内容がわからないからということで、きょうも傍聴に来ておられます。なぜそうなのかなということが知りたいという方もおられます。そういったところをなぜ明らかにできないんですかということ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それも、発覚してからですよ、発覚っていいですか、変な言い方、この実際がわかってから監査委員さんをお願いするというようなこともあったかもしれませんが、きょうまで約2カ月間かかっています。そして初めて出てきたのが大山王国からは、13日にお話しされたということですけども、いいですか、文章が1枚出てきました。その文章についても、これちょっとおかしいでないかという疑いが出るような内容、私から見ればですよ。本当のことが聞きたい、本当の真実が知りたい、本当にどうだったのか。

私、この職員をよく知ってます。私はね、そういうことをするとはあんまり思えない。けども、事実が出て公表された限りは、本当にどうだったかということは誰もが知らなきゃいけない、そこなんですよ。それを明らかにすることが大切じゃないかということで、私は一般質問でお聞きしとるわけです。ええですか。ええですか。

あのね、するすると言っておられるといいますけど、実際に何がわかってるんですか、今。お任せします。いいですか、この中に書いてあることについてもですよ、報告書、弁明書の中でも、報告文書や証憑書類の保存が十分でなくて、それが客観的な事象に大きな障害となっておりますよということも書いとるということは、ない書類もあるということなんですよ。けど、契約では、そういった書類も見せてくださいということと言えますということもさっき監査委員さん、代表監査は言われたわけですから。けども、実際にそういったところで本当に監査ができるんですかということもお聞きしたい。代表監査委員、書類が全部そろってなかったら監査できますか。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 書類が全部そろわなかったら監査できないかという質問でございましたけれども、先ほども答弁しましたように、大山王国に対して直接その監査ができるわけではございませんで、先ほど説明しました契約条項で、いつでも書類を大山町が見れるというもので、その取り寄せていただいた範囲内で今監査を実施しているところでございます。ですから提出されてないものは推測しかできませんので、それは監査はできないというふうに思います。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） そこが問題なんですよ、そこが一番問題。

それですね、どこまで言ったっけ、それでもう一つお聞きしたいんですけども、職員が、これ携わってたというのが2009年、8年、9年、10年ごろからというふうに新聞報道ではされてますけども、実はですね、職員の、例えば自分で有休をとったりとかそういうことをやったということなんですけども、実は、ここに有休、これ書いて提出されますよね。これ見るとですね、やっぱり上のほうにどんどんどんどん上がって行って、誰しものがその長が必ず目にしますね。ええですか、下の人だったら上の課長かもしれない、課長ならその上、上位者が全部確認するということになる、大体どういった取得、どういうふうに何日取得したかということは大体わかるはずなんですよ。

いいですか、聞きましたらね、平均、26、27年で平均ですよ、職員さんの平均、14日ぐらいとられてると、ぐらいね、とられると、平均で。私ね、思ったんですけど、いろいろな事情があってとられる方もあると思うんですけど、何かで有休をとられるということになってくると、あれそんな有休使うかということになれば、普通の会社でしたら、休むなと言わんけど、何に使って休むぐらい聞きますよね、一言は、はっきりここに明記しなくても。ということになると、この大山王国の仕事をやっておられたということは紛れもない事実で、総務とか、そういったところにはこの内容がわかってたじゃないかなというふうに思うんですが、それはどうなんですか。大山王国の例えば仕事で休んでおられるということをわかっておられませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当よりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。有休ですけれども、年20日が与えられておりまして、その残りは40日まで持ち越しが可能です。大山町の場合、27年、ことしの報告になると去年ですけども、平均で14.何日、今ちょっと覚えてないですけど。ですので、とる職員は、ほとんどとらない職員もおりますし、とる職員になると十七、八日をとって、ほぼ20日使い切る職員もかなりおります。その理由については、それぞれ一つずつ確認をするということはありません、もう年休はとれるということになっております。ですので、今言われたような部分ということでは、そう疑問にはない、ならない部分だと思ってます。

それから、その有休のとり方につきましてはですね、直属の上司に許可をとるという形になります。以上です。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ですから、さっき言いました上位者の絶対確認はあると言いましたが、いいですか、課長級の方だったら副町長に必ずこれは行くはずですよ、

間違いないですね、間違いないですね、総務課長じゃないですね、同じ課長ですから副町長ですね。そういったところですよ。そうすると、課長、いや、ここに座っとる執行部の皆さんがそんなに頻繁に、じゃあ、家庭の事情で例えば家族が病気で看病せないけんけあってということだったら、皆さん知りますよ、ほんに大変だけえ有休使っておられるなど。こういうふうにならば休まれるかということになってくると、ほかの仕事もこういうふうにならば休まれるかということは、おおよそながら誰も気づくんじゃないですか。ましてこれが、新聞によると、2009年ですから21年か、2年ぐらいですか、平成のね、それから七、八年ずっとされてるということになると、その内容は違ってくると思いますけど、どうなんですか。端的に聞きます。この職員が大山王国の理事で、そういった仕事もやってきたということは確認はされましたか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。職員が王国のNPO法人の理事をしているということで、その職務の中でのことをやってるんじゃないかというような御質問だと思っておりますけれども、そのことについても監査委員さんのほうといろいろと協議をする中で、当然全く職務の中でやっているのか、あるいはそうでないのか、そこの部分についても状況を把握をさせていただき、あるいは場合によっては今後の対処の方向性の中にも出てくるものというふうにも可能性としては思っているところであります。（「ちゃんと答えられるんでしょう。自分の部下でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 静かに。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 質問者以外は質問できないことは皆さんも御存じのことと思いますので、ちゃんと守ってください。

○議員（6番 米本 隆記君） 質問者に……（聴取不能）

○議長（野口 俊明君） それでは米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） では、ちょっと時間もあと20分しかないか、困ったな。まだいろいろとほかに聞かないけんことがよけあるんですよ。

まず、監査委員さんにこれちょっとお聞きしとかないけんのは、先、忘れんうちにします。先ほど委託先については、払うと、係とかそういうことはなしに払うと、支払いはするということになってくると、通帳のほうの、これはどうですか、きのうも圓岡議員が言った、通帳のほうの、何っていいですか、確認、入出金の確認はどういうふうにするのか、そして残高が本当に残るのかどうなのかということですね、事業が終わったときにされるのかということ。

それから、8年間、2009年からずっとやって2001年からだけえ8年か7年かな、なるんですけど、8,000万もの委託は適切に使われていたかのということは領収書等できちっと解明できるんでしょうか。

それからですね、当該通帳が本部間で必要において、さっきも言いました資金の受け入れが、資金でないわ、何だ、ちょっと待ってくださいね、資金の振替か、をやったと、この通帳からは、言っておられますんで、そのこのところの確認とかそういったところは、いいですか、一番重要なところだと思うんです、そこにお金が入ってどういうふうに使われたかって、そこまではできるのかどうかということですね。そういったところ、その点についてお聞きしたいと思います。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 先ほど説明しましたようにですね、大山王国の証憑書類を取り寄せてもらってるところでございます。それを監査してるところでございますけれども、今話題になって、議題になってます、質問ありました預金についても当然それは見ております。見ておって、その入出金とかも確認しております。ただ、それがどういう状況であったかというのはですね、報告書には取りまとめたというふうに考えております。以上です。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） それを十分にやっていただきたいと思いますね。

それとですね、きのう圓岡議員のほうからちょっとあったんですけどもね、印鑑です、印鑑の違い。これ、きのうもらったのは円印鑑ですよ、大山王国との業務委託書類には四角の印鑑ですね。代表印というのは普通は1つなんですよ。代表印、こういうふうに代表理事長の名前……（「登録印」と呼ぶ者あり）登録印はね、1つなんですよ。で、これで多分県のほうにも登録してあると思うんですよ。なのに、この業務委託契約にはその登録印でない四角が押してあるんですけども、これは一体どういったことでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。これもお手元の資料の中にもあると思いますけれども、大山町と委託契約を結ぶ2年ほど前、別の事業運用によって開設をして当機構の意思によって設けられたというようなところでありますので、そうした経過の中でそうした印鑑の作製をされて口座の開設ということ、これがこの中にも記してあるように、法人登記簿等について、担当理事以外の役員が取得してきたものであるということも記されているところであります。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） はい。今おもしろいことを言われました。あのね、町長、間違えちゃいけませんよ、ここは、口座開設の印鑑は逆に言ったら認め印でもええんで

すよ、口座開設は。ところが、登録する印鑑って1つしかないんですよ、印鑑は。こういうふうに契約書に別の印鑑をまず押すということはないんですよ。これについてどうなんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 王国の中で対応されていたというふうに思っております。

○議員（6番 米本 隆記君） はい。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ということは、当該町の職員がやったということも、全部王国の中に入れてしまえばいいかというふうな考え方で私は認識させてもらっているということですね。もう一回言いましょうか。ということはですね……。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ということはですね、いいですか、この契約書とかそういったことについても、これは町とは関係なしに、王国の中のことだから町は関係ないというスタンスでいいんですねということです。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。王国の対応であると思っております。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） そういうことですか。知らぬ存ぜぬで通すということですね、わかりました。

では、ちょっとお聞きしたいことがあります。大山支所ごみ袋代金の紛失、公金がかっかに行ってしまった、警察に届けてもわからん。一生懸命これはね調べたけど、警察もお手上げでわかりませんでした。でも実際これってね、なくなったということは泥棒なんですよ、窃盗になるのかな、ですよ、違います。この、例えばですね、心ある方ですよ、いや、俺は悪いことしたからということで戻された、よしよし、戻ったからそれでよしという問題でしょうか。いいですか。

それと、中山支所、公金の横領事件というのがあって新聞に取り上げられました。ええですか。公金を自分の財布に入れちゃった。で、その人はどうかわからん、わかりませんよ、いや、役場の皆さんのためにジュースを買っておごったかもわからん、何に使ったかは。だけでも、行為的に公金を自分の財布に入れた、横領ですね、違いますか。

それと、もう1点。今回の件ですけども、町長は、これは王国内のことだと言われます。まだこれははっきりしてません。いいですか。公金を自分が勝手につくった口座のほうに入れかえる、これはどうなんでしょう、何にもならないんでしょうか。使い道は関係ないんです、その行為が問題なんですよ、その行為自体が。そこを許して、関係な

いからいいと言われるのであれば、それでいいです。ただ、この新聞報道で出されたことが本当に全部間違いだということであるんならば、それでいいです。どうなんですか。この今言いました、前2つの件と今回の件はどういうふうな違いがあるんでしょうかね。いや、今回の件っていいます私が言ったのは、今回のこの事象の案件とはちょっと違って、公金を自分がつくった口座に何とかの手続で振り込ませるという行為は、これは違法なんだろうかとどうなんだろうかと、そこだけでも聞かせてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当から答えさせていただきますけれども、いろいろなお話をいただいたので、少し話のポイントがちょっとわかりませんけれども、特に平成21年のごみ袋の話まで持ち出されましたけれども、特に私が就任する以前からの事案のことでありまして、その対応についてはしっかりとやらせていただいたというふうに思っておりますし、それぞれの事件等についても適切に対応し、至っているというふうに思っているところであります。

御質問について、担当のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 今、口座の部分では、勝手につくってということの表現でしたけれども、お手元の文書にありますように、勝手ではなくて、これ自体は大山王国のほうで町がやる以前につくられた口座のほうに指定があって、そこに振り込んだということで理解しております。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） それで、またまたおもしろなってきましたわ。ええですか。大山王国の弁明書、おもしろいですね。ええですか。これ(4)のところに書いてある、当機構との業務契約、委託契約につきましては、適正な手順を踏んだらと、処理されとる、思っると言いながら、この担当理事、職員、理事を解任すると。どういったことでしょうかね、まともなことをやってきた人を、普通ちょっとの間違えだったら訓告、戒告ですよ、解任までします、普通それは解任ということは懲戒免職ですよ、ここで言えばと思うんですけど。何か、ですからこの文章を一つ読ませていただいても、すごく腑に落ちないところがいっぱい出てくるんですよ。今このテレビをごらんになっている町民の皆さん、どう思われるんでしょうかね。これが本当に今実際の大山町の対応です。これで本当にいいんでしょうか。ここに傍聴にわざわざ来ておられる方もおられません。

私は最初にも言いました。確認しましたね、11月10日の全協のときに、町長、副町長、総務課長来られて、大山王国に確認ができてないから答えられない。確認したっ

て言いましたが、さっき一番最初に、私、確認しましたが、そのことも。なのに、調査中だからだめだと言う。何ら前に進まない。本当にこういう対応でいいんでしょうか。再度もう一回聞かせてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 何か一方的にお話をされるところでありますけれども、何をそうして早く結論を急いでおられるのかというふうに思うところであります。町のトップとして、特に相手があることであります。事実の確認をしっかりとやっていく中で判断をしていく、そのことが一番大切なポイントであるというふうに思っております。特に、冒頭申し上げましたように、無記名の匿名の投書という内容でありまして、その記事が載りました。でも、このたびもNPO法人のほうでそうした記事の内容についても精査をしながら振り返りながら確認をし、調査をする中で、記者のほうからの問いについても十分対応できなかったということも認めておられますし、改めて、現在こういう状態ですということはこの文章の中に記して、責任を持って対応をされているということであると思っております。

あわせて、こうしてきょういただいております経理の関係についても、今、監査委員に本当に鋭意お世話になりながら対応していただき、年内を一応めどにして頑張りたいというお話をいただいているところであります。それによって、冒頭、以前から申し上げましておりますように、対処あるいは場合によっては処分、そうした事案も当然出てくるものも考えていかなければならないというふうに思っているところであります。何も全く悪いことをしてないということをごここで申し上げているわけでもありません。事実についてしっかりと確認をしていき、その報告をいただきながら対処していく、そのことが私の責任であると思っております。むやみに発言をして逆に相手に名誉を傷つけたり、あるいは場合によっては損害を求められる、そういったことがあってもならないと思っております。弁護士さんとも相談をしながら一つ一つ取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） あのね、町長、そう言われますけどね、町長は町のトップですよ、いいですか、職員に例えばそういった不祥事があったというふうに聞けば、いち早くその職員に出会って、事実関係を本当かということはまず自分で聞くもんですよ。（「聞いてます、聞いとる」と呼ぶ者あり）いや、聞いとるというのは、いいですか、それはこの前聞いたんです。10月、11月10日の全協のときには、会ってない、聞いてない。聞いたのは、実際聞いたって言ってました。11月10日まで本人には会ってないって言われたんですよね。11月10日までに私が、どこ行ったかいな、どこだ、11月10日までに、私のメモでは、いいですか、書いてますね、やっぱり11月

10日まで、その中で町長は本人に会ってないと発言されております。普通でしたら、まずそれまでに聞きますよ。それは聞いとらんということですから、いいです。ではいいです。

では、この記事が出たということにつきましては、新聞社には、この記事がどういった内容だったかということは、垂れ込みっていいですか、投げ込みっていうか、その通報、新聞社に通報の内容はどういったものか知らんって言われますけど、記事については確認されたんですか、新聞社のほうに。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。記事については、新聞記事で確認をいたしております。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） もうやめます。もうこれ以上言っても多分だめだと思います。

もう一度、再度確認させてくださいね。この印鑑の違い、これは……（「ちゃんと締めてくださいよ」と呼ぶ者あり）この違い、これはもう王国の内部のことであってね、登録印で押してあろうが、こういった登録印でないものを使って、いいですか、理事長の名前で押してこられるもんも全部同じというふうに、もう全部そこは、何ていいですかね、その中の問題だから町としては一切関係はないというスタンスでいいんですね、そういうふうに認識させてもらっていいんですね。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほど冒頭、先ほど述べさせていただいたところであります。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ということは、まるっきり王国内部のことだから、町は知らないというスタンスだということを言われたというふうなことです。

そうしますと、これ以上が私が何を言っても多分押し問答で終わってしまいます。あともうちょっとありますけど、最後に、もう1点だけ聞こうかな、そしたら時間が……。

（発言する者あり）残しとくか……（発言する者あり）

○議長（野口 俊明君） 静かに。

○議員（6番 米本 隆記君） ええですか、ここまでね、ええですか、町長、町民に対して物事をはっきりとできない、本当に町のトップとして、監査委員さん任せ、自分からは、まずはその監査の結果だけをもらって……（「任せでないがな」と呼ぶ者あり）それを公表して終わりにするというスタンスで今行っておられます。それでよろしいんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 監査委員も申し上げられましたように、年内をめどに対応していきたいということでありまして、それをしっかりと受けとめて対処していきたいと思っています。王国、NPO法人におきましても、この件について修正申告を行っていくということも明記をされておりますので、そのことの重みもどうぞ御理解を願いたいと思います。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） あのね、修正申告するかどうかというのはね、私は関係ないんですよ。町長が言われました王国の中のことですから、別に私は関係、聞きたいことはないんですよ、勝手にしたらどうぞということなんですよ、そこはね。さっき言いました、町と王国は関係ないと言いながら、何で王国が修正申告することをどうのこうのって言われるんですかね、それようわからんですね。

そうは言いながらも、時間がありませんので、最後もう一回、もう1個聞きます。

町長は、この問題が……。いいですか、この辺はね。

この新聞記事ですね、3社が出しました11月1日と2日に出了ました3社、これですね、事実が違うと、内容的に間違いがあるとされております、きのう圓岡議員の答弁の中に。であるならば、間違いがあるところは、この新聞社に対して修正なり訂正記事を出されるべきだと思います。大山町はばかにされております。それについてはどうなんですか、されますかされませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） いろいろな話をされますので……（「するかしないかです」と呼ぶ者あり）言葉の内容を理解できませんけれども、私のほうが、これを新聞社のほうにどうこうとしていく考えはありません。

○議員（6番 米本 隆記君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で米本隆記君の一般質問が終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時40分といたします。休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時40分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次に、11番、西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい、議長。そうしますと、通告に従いまして2問お願

いたします。

まず1問目ですが、その前に、きょうは大山が50センチ雪が降ったそうで、うれしいなということがありました。今回、私が述べることは余りうれしくないことなので、実は出る前から胃が重くなっておりますが、もう少し明るい話を本当はしたいわけですが、けれども、残念に思います。

不祥事の対応ということで、既に新聞発表から1カ月以上たっております。11月1日の日本海新聞を読んで、町民の方と同時に驚いたのは私だけではないでしょう。ところが、次の朝日新聞でも、もっとはっきりと詳しく載りました。町民の方からは、どういったことだ、それはと聞かれますが、新聞で知らされたこと以外いまだわからないとしか言えません。新聞で発表されなかったら、いつ知らされたのでしょうか。議会軽視ではないかと言わざるを得ません。聞き取り調査もされたようですが、内容も言えないという話でした。これでは議員としてチェックどころか情報すらなく、審議できる状況ではありません。

そこで、町長にただしたいと思います。11月10日の全員協議会ではっきりしなかったことでも、その後、公表できることはございませんか。町民は知る権利があるはずです。

2つ目、解明に向け執行部で行ったことは何ですか。

3番目、過去にも不祥事がございました。公金を扱う公務員には二重三重のチェックが働くようになっているはずだったのに、なぜこのようなことが起きるのか。

4つ目、大山町の力で解明できることはどういったことですか。また、どこまでできるか、能力があるか、県及び他の市町村も、また、町民も見守っていると思いますが、町長の気持ちをお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 西尾議員から2点の質問をいただいております。1点目が不祥事の対応ということでありまして、4点の質問をいただきましたけれども、あわせて述べさせていただきます。不十分なところについては、また追及のほうでお願いを申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

不祥事への対応はということの御質問でありますけれども、これまでの圓岡議員さん、また、米本議員さんでの御質問でお答えしたところでございます。現在、監査委員さんに調査をお願いしているところでありますし、年内をということでおっしゃっていただいているところであります。この事案につきましては、当事者、これもたびたび述べておりますけれども、事実と異なるということでありまして、昨日のNPO法人のほうからの書類の提出ということもございました。今は何が不祥事で何が不祥事でないのか、具体的にははっきりしていないということが現実であります。事実の関係につきましては、

現在、監査委員さんに調査をお願いしているところでございますので、その状況を見守りながら報告を受け、その報告をいただきながらしっかりと対処してまいりたいというふうに思っているところであります。

本町の力で解明できることはどこまでできるかということでもありますけれども、やはり事実の解明、これを行って判断していくということであろうと思っております。町民の皆様、そして議員の皆様も早期の解決を期待されているというふうに思います。これまでの議員さんの御発言もそのようでありました。私自身も同じ思い、考えでありますけれども、非常に重大な案件でもあります。慎重な調査、そして解明が必要と存じますので、もう少し時間をいただき、対応をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） このような、簡潔に、簡単に言います、大山王国からの弁明書が来ておりました。私は、人間というものは正直であるものだと思っておりますので、一番最初の話が本当なんだろうかと、私は自分の気持ちですけども、思っております。後から考えて、どうしようとかこうしようとか誰に言われたとか、こんなことがあったというようなことでは案外曲がってしまうんじゃないかなというふうに感じております。これ一般論ですよ。ただ、これを読んだときに、実は不徳のいたすところ瑕疵もあるんだよという証明書なんじゃないかなと思ったりもします。

特に、町長、後ろのほうですけども、3つほどね、これはおかしいじゃないかという、法人のことですからあれですよ、あんまり中身について言いません。ただ、町も理事を出してそういったやりとりをやられてる立場上、じゃあ、そんな法人は知らないよというわけにはならないと私は思っていますので、そのあたりだけで結構です。ただ、町への報告文書、証憑書類の保存管理が不十分で客観的な立証に大きな障害となつとると、ちょっと何か認めとるなあというニュアンスはあるんで、そのあたり町長、何か違和感を感じませんでしたかということをお聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。NPO法人のほうで、記事が載ってですね、あるいはそういった投書があって、それぞれの役員さんが突然のインタビューをされて、そこからいろいろなことのものもあったというふうに思いますけれども、ただ、この中に述べておられますように、やはりいろいろなみずからも、不十分なところもあったということも正直に記されているところであるというふうに思っで見させていただいておりますし、逆にその部分については、今、監査委員さんのほうにお世話になりながら調査させていただいておりますので、その部分についてしっかりとルールにおいて十分でない場面

が明らかになっていければ、そのことに対しては対処していくことも当然必要であるというふうに感じているところであります。以上です。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。違和感については弁明を避けておられますので、もう少し詳しく言いたいなと思いますが、NPOとNPO法人は明らかに違います。非営利目的団体でないということになっておるので、じゃあ、もうけはないのかということですが、NPOということになれば、当然ボランティア的な感じ、悪いなあと、済まんねという感じなんで、ところが、NPO法人、これ社団法人ですよ。それで、じゃあ、なぜそういった社団法人をつくるのかといいますと、継続的な活動ができやすいと。ただ、余りもうけることはできませんよとなっておりますけれども、実はよく調べると、安定的に金が入るシステムができております。法人格取得の場合は、だから法的ルールに従った運営が必要になります。その中で、適切な会計、情報公開が義務づけられております。この情報公開にのっってホームページから探された誰かが投稿されたというような感じかなと私は思いました。このガラス張りが義務づけられてる法人でありますから、当然このような財務関係については修正申告を行いますよということであれば、財務関係は、これはだめだったんだろうなということが1つ。情報公開も、もう少しきっちりやられるべきでないかなというような感じがいたしました。その点について私は違和感を覚えたわけです。

じゃあ、NPO法人は、どういうことが資金源になっとるんだらうかと考えました。1つ、会費です。毎月、会費を募ってやったりします。年かもしれません。それは個々の団体よっての会費であったり、個人であったりすると思っております。もう一つ、寄附金、これは賛同者からの寄附金であります。そして助成金、そして補助金。この補助金の中には、地方自治体が事業に対して見返りを求めない金を助成する、あるいは奨励金であったり、そして一番わかりやすいのが、事業をした対価収入ですよ。これは、町が、こういった事業をやってくださいよと、民間でもない企業でもないというところをお願いするわけです。そういったことをやられるんで、余りもうからないけど、安定はしてるという私は法人だと、社団法人だというふうに考えます。だからこそ厳しい審査があって、県の認可を受けてこうやって地方団体が応援していくと。応援しやすいというシステムになっとるというふうに思います。

ところが、じゃあ、本当でもうからないのかというと、そうでなくて、金利、余ったお金に対しては資金の運用ということもオーケーになっとります。何かについてやるときには借入金もできますよと。ただ、ここで一番大事なのが、もうかったお金を分割できない、分配できないという、例えば、誰かが資本された方あるいは代表者がこの金を入れることはだめだよと。しかしながら、大きくはできるし、いろんなことが準備として備品としても扱われるということで、信用もあり、町からの助成だとか地域からの

助成だとかいろんなことをいただけるということで、皆さんがこういった社団法人をしたいと、ただのボランティアではないNPOではないというところに私は着目しておりますが、そういったことで、きちりとした適切な会計をしてないというところに私は逆に問題があるんじゃないかなと思います。改めてこの弁明書について違和感を感じませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。御指摘の点について記されてるところもございます。特に、収益を考えてない事業でありましたために、税務知識の不足もあり税務申告をおざなりにしていたというところもあり、修正申告を速やかに進めていきたいという思いをつづっておられるとこでありまして、ここにしっかりとそういった姿勢が、あるいは思いがあるんじゃないかなというふうに理解してるところであります。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） なかなかそのあたりはね、よそのことですからいいとしましょう。ただ、わかりやすくNPO法人はそういう団体だよとちょっと言いたかったのですが、ちょっと時間を割いてしまいました。そういったことで、実はルールは大事だよという話をしたいわけですが、町長、きょう朝早く来たもんで、職員の方の朝礼を見ておりました。最初に、コンプライアンスを守ってやろうで、法令遵守でやりましょうというような話をリーダーが言っておりました。その中で、きょうの業務に問題があることがあったら手を挙げてって言ってました。法令遵守、いいね、これ責任説明がこの中では重要というふうになっております。

私ね、町長、ある情報を開示することによって町に不利益になるということが考えられても、その情報は開示されなければならないということが一番重要なんですよ、この中で。なぜならコンプライアンスは倫理規範に基づくものなんです。だから私が言いたいのは、議員として町民として判断に役立つようなものがあれば、利益、不利益云々にかかわらず開示するものというふうに私は考えますが、町長、このコンプライアンス、法令遵守、説明責任についてはどうお考えですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それは行政にかかわる者として、しっかりやっていかなければならないことであるというふうに認識いたしております。（「今回果たしてないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 静かに。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 俺の声が大きいけえね。そこでね、じゃあ、もう少しコンプライアンス、今なぜコンプライアンスがこれほど重要になってきたか。やっぱり職員が業務が多岐にわたる、そして職種が特殊なものになってきた、本当で任せてしまったり、逆に言ったらわからないこと、もう専門的なことにだんだんなってきたのかもしれない。僕なんかははっきり言ったら、今タブレット持ってますよ、けども、使いこなせません。わかる方は、もうあっという間です。そのようなことがだんだんおざなりになっていって、ということがありはしないかなというふうに感じますので、改めて、このような不祥事といいますか、不祥事でないと言われるのであれば、私は、不祥事にならないためには、じゃあ、どうするか、あるいはもしなるとするならば、どういったことなるんだろうというふうに考えました。

私は、1つ目、公金を扱う公務員は、倫理意識やモラルの欠如がある、これが不祥事につながるんだと。そしてそれを2番目、チェックできない組織の危機感の欠如、これがまた不祥事につながるんですよ。そして、3番目、内部動線の機能不全、何かあるのかな。4番目、これが大事なんですよ、今回ちょっとこれがあるな、公益通報者保護制度ですよ。県では片山知事がこの辺のことを言ったのかなというふうに私は思い出しますが、喉まで出かけていながら出さない方が多いんですよ、その喉から出してしまったことに対してちゃんと保護してあげたらどうですか。そうすると、内部はもう少し風通しがよくなって、こんなことにはならない。逆に、そこでもう少し早い段階で、8年も9年もたたなくてもできるんじゃないですかということ、私は今回これが結構重要でないかなと思いました。そういったことはなかなか難しいいんですが、それは下はできません。上ができるんですよ、上がちゃんとそれを言われるということが私は大事だと思いました。

このたび聖徳太子の話が出たんで、先ほど米本議員が言ったので言いませんが、聖徳太子は天皇陛下の子供ですから皇族です。位が高くて、官僚、それも上部の官僚としか話ができてません。けども、彼は、彼と言っちゃいけません、聖徳太子様は下の意見も平等に、あるいは官僚を戒めながらそういった十七条の憲法ということをつくり上げた方なので、すごい方だと私は思いました。その聖徳太子が見本とされたのが、聖徳太子は600年ですが、その1,000年前、今から2,500年前に論語というものを孔子という方が書いております。その中に、まねしますよ、きのうの、「子いわく、過ちて改めざる、これを過ちという」、すごくわかりやすい言葉だと思いますが、誰でも過ちはするものである、けども、本当の過ちは過ちを知っていながら改めようとしないことだというようなことを言っておられまして、聖徳太子は多分、多分じゃない、そういったことを勉強しながらつくられたんじゃないかな、私は、もとはここにあるなというふうに感じましたが、そういったことをです、なるべく出るようにされるのがトップの仕事でないかなというふうに私は思いました。

そして5番目です。人事異動のシステムの改善。特に銀行などはお客のお金を扱うわ

けですから、二、三年に1度は人事異動をやってます。そして1年に1遍とか半年に1度は1週間休みなさいと、あとは業務がうちが受けましょう、私がやります、かわりの誰かがやる。そうすると、おかしいことが始まります、発覚するんですね、それを防止しとる、そういった取り組みをやってる。私は、ここが私はね、3とか言いません、内部統制までは言いませんが、これぐらいはやってほしいなど。逆に、もう任せるんなら、はなからこの枠でやってということ以前言ったことがあります。私は、この担当者、実は大好きなんです。きょうも心痛めましたよ。どうやって、どうやって、何で、本当でね、うまくやられる男だったために何かこうなっちゃったのかなというふうに私は思います。

そこで、町長、今のこういったことが原因ではなかろうかなと思いませんか。まして、これをもうちょっと何とかしようかなと思いませんか。4、5だけで結構です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。いろいろと話をいただきまして、これからのまた参考にもさせてもらったり、活用させてもらいたいと思っておりますが、特に公益通報者の取り組み、制度といえますか、そういったことにも触れていただきました。まさに今、国も挙げて、そういったことの重要性もあり、町としても、そういったことの必要性あるいは取り組みということもしていくということであろうと思っておりますけども、今回、御存じのように、匿名の記事でマスコミのほうに出たということでございます。監査委員さんのほうにこういった話があって、町としても、監査委員さんのほうに資料の提示をさせていただきながら、定例監査の中ですね、監査をしていただいたりするという道筋は以前にも話をさせていただいたところでもありますけども、それより以前にこういったことが事案が起きたということの中から、大きなまたいろいろな場面での事の重要さということになったんじゃないかなと思っております。この案件についても、そういったことをですね、手順を追ってやっていこうやということは、以前にも副町長のほうからも説明をさせていただいた経過もあると思っておりますので、そのことでございます。

それから、人事システムのことにも触れられましたけども、実はおっしゃるように、公金の関係もそうですけども、行政のほうでいわゆる員外の通帳を管理してるという場面が非常に多うございます。かかわっています団体の通帳を預かってるという事例がずっとございまして、その通帳自体も数を合わせるとかなり多いということがあってですね、その管理についても、当人が通帳を管理するにしても印鑑は管理職が持つ、数カ月に1回は中身をチェックするというようなことの仕組みは、ここ数年続けてきて実はあります。ただ、このたびの事案については、その員外である通帳についてですね、まだまだ十分でなかったという一つの事例かなと思っておりますので、こういったことについての厳格化、これももう一度しっかりやっていかなければならないかなというふうに思っているところであります。

いろいろ話をいただきますけども、以上で……。

- 議員（11番 西尾 寿博君） 公益通報者保護制度については。
- 町長（森田 増範君） はい。その件について担当のほうから述べさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 公益通報の内部的なものをつくっております。
- 議員（11番 西尾 寿博君） つくっておる。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） はい。よく私、言うんですよね、やりましたって、つくっておりますって言いながら、実は本当で機能しとるかどうかというのは別問題ですね。それはもう十分承知だと思います。なぜそれが不十分になっちゃうのかなど。
よく、きょうも私、3番目ですので、いろんなことがありました。公金のことで町長ね、2回謝ったことも、これに思っておりますし、それまでにも、それ以前、その中でももっとね、なかなか謝らなくてもという、何っちゅうか、ほかにも訓告、勧告、信用が失ったとか職務怠慢だとか、もういろんなことが実はあったりしとるはずですよ。これは一々、何っちゅうんですかね、それも広報だいせんに載せろというようなことは言いません。ただ、そういったことがある中で、こういった本当で通報者保護制度が成り立ってるのかどうかということをもう一度、町長、町長もちょっと教えてくださいよ、私も本当でそんな大歓迎ですよって言ってください。言えなかったらいいです。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） はい。制度を設けておるところでありますし、そうした通報を受けることによってですね、速やかに早く対処していくことはとても大事なことでありますので、この制度の活用というのは、また職員のほうにもしっかりと周知をしていきたいというふうに思っております。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） はい。今回ののはね、私ね、勇気があるなど、誰かわかりませんよ、私はそう思いました。先ほど言いましたけど、ホームページから誰もがおかしいなと思うわけだと思います、普通はね。それをいつ知ったのかわかりませんが、私は敬意を表しております。

もう少し、そこでね、例えば何かをやるときに、今回随意契約ですが、その随意契約でも毎年毎年、企画書、その次に見積書、それから実施スケジュール、その次に実施という多分順番でやっていって、それが完結する、事業としては完結するものだと思いますが、こういったことをやっていますよね。確認です。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） はい。担当のほうから答えさせていただきます。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 町長、だめです。町長、知っとるでしょ。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 言われた手順でやっと思っております。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） と思いますよ、当たり前じゃないですか、本人の口から言ってほしかったですね。

それで、じゃあ、僕たちは、企画書をなかなか読んだかというのは、なかなかね、初めてのときは読んだかもしれません。わかりません。ただ、見積書が出たときにですね、これが予算として上がってくるんだらうなというふうに認識しております。そしてそのときに実施スケジュールも同時に聞きますよ、どんなことをやるの、どんなことをやるの、なるほどねと。それで、実施、実施したときに決算で、じゃあ、不用が出たり、不用額が出ましたとか逆に足らなかったとか多々あるんで、そうだなあとと思いますが、ただ、業務点検の確認ということがあって、じゃあ、何がそれをちゃんとしたか、数は間違いないか、最後には、僕たちがよく言うのは、それってちゃんと金額に見合う効果があったか、費用対効果はどうだ、それに対してもうちょっと無駄がないのかというところまでは結構言うんですが、実施したことに対して、じゃあ、どうやってそれを実施したかということは大体どういうふうに行っておられますか。この際ですけど、町長、どうですか。

- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当のほうから答えさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。実績報告を出していただいて、それを検査して確認するというような形になると思います。
- 議員（11番 西尾 寿博君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 報告書で確認ということですね。ものはなかなか見れないと、そうだろうなと思います。そこで私はね、これはこれで今大山王国のこの報告書ね、大山王国側なのでこっちにお任せしますが、問題は、企画書をつくった方、見積もりをつくった方、実施スケジュールをつくった方、実施した方、最後に、したよという

ことも同時だと思いますが、今回は同じ人間、同じ人なんですよ、多分、多分というか、私はそう思ってますけども、間違いないですね。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 異なるところがあると思っておりますけども、担当のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。具体なところはまだ確認しておりませんが、職員さんのほうから予算立てをしたものを上げてきてですね、その予算が適切かどうか判断して予算として計上させていただくという形になります。実施に当たっては、それぞれ担当職員がおりますんで、その者がやりとりをして事業を実施していくという形になりますので、今言われたような形で全部同じ職員でやるということは基本的にはないのかなとは思いますが。

○議員（11番 西尾 寿博君） ないですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） というふうには一般的には思っておりますけども。

○議員（11番 西尾 寿博君） 思ってるじゃない、今回の話。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。ですんで、各事業については課長が直接やるわけではございませんから、担当職員のほうでその事業の計画なりをつくって出してくるといふふうには思っておりますし、それが予算が通った中では、それを業務委託なりしてやるわけですので、その分についても職員は絡んでくるというふうには思っております。検査については課長なりがやることになると思っております。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 何かこのたびの話をしとるのに、そんな感じでやってます、感じじゃないですね、思ってますじゃない、何かね、おかしいな。私ね、先ほど言いました、これ一番最初の話に戻りますが、他町村も町民も私も県もですけども、本当でね、これ何とか説明せないけんと思っておりますよ。

そこで、じゃあ、思っとるといいますんで、初めて言います。町の発注責任者と、もしですよ、このような委託先の担当者が同一人物であったり、あるいは似たようなことを誰かにお願いしたとかというようなことで、極めて不正が起きやすい状況だとは思いますが、思いませんか。私は思いますが。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

（「ここは町長が責任を持って答えなさい」「おかしいよ、こんなん」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口 俊明君） 静かに。質問者以外は発言できないのは皆さん御存じのことと思います。（「質問者以外しゃべらないでください」と呼ぶ者あり）
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。実際そういう形で非常におかしいことであると思っております。（「でしょ」と呼ぶ者あり）ただ、大山王国、今回のケースにつきましては、大山王国という法人に、NPO法人にお願いしているというふうに理解しております。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） そうですね、そのようなことなのかなというふうに思いますが、これって大変なことなんですけれども、私は、こういったことがないように、あるいはあってはならないようにしとるはずなんですけれども、そういったことが実はね、私以上に、担当者ですから専門職ですよ、僕らは町の代表、町民の代表なんですよ。ということはね、余り町民と変わらないわけですよ。変わらないから逆にこうやって聞かないと、それでも、聞いても聞いても何かよくわからないというのはなぜかなど。もう少し、今、僕が質問してますんで、町民も聞いてます。そういったことで、わかりやすい答弁というか、実はこのようなことが逸脱したと、そんなことがなぜ言えないのかということがね、すごくおかしい。これが悪いのかいいのかでなくて、今回は、僕たちのシステム、執行部のシステムとしてこのようなことがおかしかったかもしれないと。ないですか、町長、お願いします。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） はい。具体的話の中でございますけれども、職員がNPO法人の理事をしていたという形の中で今回こうした事案になってきているということで、以前から出ておりますように、職員の立場とNPO法人の理事の立場と、この明確化、非常にトラブルの原因になっているということでございます。私自身もそのことに同じ思いを持っております。ちょっとこれまでおっしゃっている意味がちょっとわからなかったもんでして、十分なお答えができませんでした。そういったことを踏まえて、実はこの王国のほう、NPO法人のほうの文書の中にも、こういったことのトラブルの原因をですね、やっぱりしっかりと改めていかなければならないという今後の対応の中にも記されているというところであります。以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）
- 失礼、担当のほうからも少し答弁させていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。ちょっと大山王国と町との関係ですけれども、きの

うも副町長のほうから平成18年にもう契約をしておるとい話が出ておりましたが、大山王国自体はですね、以前から活動をずっとされておまして、町も協働していろいろな事業をやっておったという経過があります。そういう中で、18年に、別の事業ですけども、委託をしておりますし、それからここに出ております口座をつくったり、印鑑をつくったというのもですね、県のほうから受けた事業をされとったというような経過もあってですね……。

○議員（11番 西尾 寿博君） それはいいです。

○総務課長（酒嶋 宏君） そういう中で、実績ができておってですね、お任せしていた、委託をするというような選択をしていると。それが20年に商工会でやられた事業をですね、ベースに21年から大山王国で取り組んだというような経過もございますので、そういうような歴史があつてこういうような形になった部分もあるということは御理解いただけたらなというふうに思っております。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） いや、次もありますけんあれですけども、今までね、不祥事があって町長が謝ったり、今後こうするよとかね、例えば窓口業務で料金が入るときに不正がある、2人で見ようやと、2人でなかったら取られんよ、料金いただけんよ、何かあれ聞いたときも、そんなん本当にできるんだろうか、業務を幅広くやりながらあれもこれもやるとるのに、2人で見るとかというのはなかなかできないだろうなって私は本当は思ってます。

したがって、何が言いたい。その内部のこととか、もう少し風通しをよくするとか、先ほどでないけども、真実一つなんですから真実一つを求めてやれば全然問題ない。そこがどっかで欠けたり、隠そうとしたり、先ほど言いますが、オープンにすることはオープンにしないと、こんなことにどんどんなりますよ。町長、最後、もう次があるんで、そのことだけをお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。議員おっしゃいます思い、私も同感でありますし、そういった思いの中で職員にコンプライアンスあるいは朝の朝礼、そうしたことをずっと徹底して続けています。日々続けることによって形骸化しないように、やはり担当課長のほうでいろいろと配慮しながら取り組みをしてきてるといふふうに思っているところでありますし、おっしゃいますような思いをですね、今後もしっかりと取り組みを進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。2番目に移ります。

これで1本、最初の1本でよかったなと思いますけども、何せ3番目の問題を何にもしゃべらんかったら困るなと思ひまして、2問目へ行きます。

本年度、12月の広報だいせんによれば、民生委員さん、児童委員さんが48名と主任児童委員さんが3名の方が委嘱されましたとなっております。3年の任期、本当でまことに御苦労さまです。その中で、欠員が11名出てあると言っておられます。少し気がかりになったので質問いたします。

委員さんは、社会奉仕の精神を持って活動され、無報酬のボランティアだそうです。住民の方が抱える生活上の問題、高齢者の見守り、児童福祉の相談に応じたり、地域の問題に深くかかわり、行政と情報提供や相談をされる地域にとってなくてはならない方ではないかと思ひます。欠員については全国的な問題だそうですが、それでですね、次のことについて質問いたします。

1つ、以前からなかなか受けてくれる方がおられないということでしたが、いつごろから欠員が多くなったのでしょうか。2番目、何が原因だと思ひれますか。報酬でしょうか。3番目、ほかにも人権擁護委員さんあるいは農業委員さんもそうです、等のボランティア的な委員さんがおられますが、欠員等の問題はございませんか。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。2点目の質問であります民生委員・児童委員についてということで、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のいつごろから欠員が多くなったかということでもありますけれども、3年前の一斉改選時には欠員はございませんでした。欠員が顕在化したのは今回の一斉改選であります。

2点目の欠員の原因でありますけれども、報酬の有無は主要因ではないと認識をいたしております。現任の委員さんからも、報酬をもらうと仕事として期待されてしまうため、そういった条件から引き受けないという声をお聞きいたします。あくまでも無報酬のボランティアだからこそ民生児童委員を引き受けただけのものだと思ひているところであります。

では、何が原因かということでもありますけれども、全国民生委員児童委員連合会の報告によりますと、民生委員活動におきまして生じている課題として、1点目に、日常的な支援の増加等による過度な活動、2点目に、人間関係の希薄化等による精神的な負担、3点目には、福祉課題の高度化や複雑化、4点目に、災害時における経済的、精神的負担、そして5点目が、個人情報取り扱いの難易性といったところが掲げられているところであります。これは、後任候補者として選定された方も同様に感じられることだと思ひますので、まずはこうした先入観やイメージと実際の活動内容は乖離している、つまりそこまで自己犠牲を払っていただく必要はないのではということをお話しするとい

うことでありますけれども、なかなか難しいというのが現状のようであります。加えて、健康問題や御家族の介護などのこともあり、御辞退される要因ともなっているところがあります。

また、特に今回感じたのが再雇用の問題でございます。民生児童委員さんの年齢区分を見ましても、60代の方が全体の60%以上を占めており、50代と70代の方がそれぞれ15%程度でございます。したがって、60歳で定年退職をされた方を中心に選考して御了承が得られる、こういったことが多かったんですけれども、年金支給が65歳に延長され、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により雇用義務が65歳に延ばされたこともあり、60歳で退職された後も再雇用される方が急増しているという現実がございます。今回は、このことを理由にして断られた方が多いようございまして、中には、快諾を得たものの会社から同意が得られなかったために推薦できなかった方も数人おられるところがあります。

3点目の人権擁護委員さんなどのボランティア的な委員さんの欠員状況についてでございますけれども、無報酬の委員さんとしては、保護司、人権擁護委員、行政相談員が考えられます。保護司は、大山町、伯耆町、南部町が1区域で、大山町だけの定数はありません。人権擁護委員、行政相談員は大山町の定数があり、保護司、人権擁護委員、行政相談員とも現在欠員はございません。また、民生児童委員のような居住区域等の条件がございませんので、その点については民生児童委員さんよりも人選はお願いしやすいのかなというふうに思うところがあります。

なお、大山町には保護司の方が15人、人権擁護委員の方が6人、行政相談員の方が3人おられますけれども、町が推薦段階で関与するのは人権擁護委員さんと行政相談員さんでありまして、保護司の方は法務局が直接対応されているところがあります。

このような民生児童委員さんを取り巻く状況の変化を踏まえ、負担となっていた証明事務、これを検証して、数年前までは6事務あった証明事務を順次廃止をして、来年度は1事務のみが残ることになっているところがあります。また、選挙管理委員の補充員のように、欠員が生じた場合に後任候補となる民生委員協力員や民生委員補助員といった制度の検討も必要ではないかなというふうに思うところでもございます。民生児童委員さんは福祉や介護に限らず、地域住民の生活全般の相談役という面もあり、議員さんが述べられておりますように、地域になくてはならない方でございます。今後も、後任候補者の選考について引き続き欠員の解消に努めてまいりたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。そうですね、実は私、3年前に教育民生の委員長をしておりまして、こういった会にちょっと出させていただきました。そのときは、なかなか大変だよと、なかなかおらんだけん本当でお願いするほうも大変だけんという話

は聞いておりましたけれども、このように11人も欠員がおるという話は実はなかったんですよ。なぜ急にというかね、先ほど町長が答弁されましたが、そういったことで、逆に言うと、何っちゅうかな、断る理由ができたのかなと。本当は断りたかったんだけど、例えば副町長や町長や課長がもうしょっちゅう言うてくるんで、もう仕方ないわと、1期だけで、3年だけで、いや、もう3年たったらもう1期やれって、いや、じゃあ、それでも2期だけでというような雰囲気なのかなというふうに実は3年前にも感じておりましたが、その中で、こうやって民生委員さんは、例えば納税できない方とか子供さんのこととか結構ね、金銭が絡むこともあるんですよ。逆に言うと、すごく何か責任が重たいというような気がしております。ほかの方もですね、じゃあ、責任が軽いのかなということではなくて、一番身近で本当で民生委員さんに相談せないけんというようなことで、逆に言うと証明書をもらわないけんというようなことが発生してるんだなと思います。

その中で、民生委員さんも、のんびんだらりとオーケーオーケーということになると、またこれも問題なので、結構厳しいことを言ったりする方もおる。私が聞いとるのは、前の民生委員はよかったのにとということだったり、そんなこともあろうかなというふうに思ったりもします。しかし、そういったことが今回事務的なことは減るんだということで、じゃあ、どのようなことが減るのかなと。よそからの方でもそんなことがわかるのかなと。民生委員さんは地元に住んでおられるから、例えば夜遅い、実は働いてないとか逆に言うと働けないとか、いろんなことを知っておられる方だと思います。目がだんだん見えなくなった方とかね、そんなことだって実は、よそから来られた方が実態を知らないということが、それに証明を預けるといのは、証明書を出されるというのとは逆に何かそれも難しいんだらうなというふうに思ったりもします。まずそれが1つ。

それで2つ目は、じゃあ、欠員された11の部署について、どういった形でケアをするというか、カバーしてるとかいうようなことがあろうかと思います。その2点お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当のほうから答えさせていただきます。

○福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田 博明君） 西尾議員の御質問において2点御質問いただきました。

まず最初、1点目、証明関係のお話、議員おっしゃいますような実情がありまして、これについて、やっぱり民生委員さんも非常に業務の中でやっぱり不安といいますか、心配をされてるところであります。確かに町外からいろんな方が入ってこられて、なかなか民生委員さんも把握できないような住民がふえているのも実態でございます。その方に本当に証明が書けるのかと、やっぱりこういった会の中でもよく意見をいただきま

す。全国の民生児童委員会の中でもやっぱりこの辺の問題が出てきまして、民生委員として証明できる事務をもう一遍検証しなくてはいけないということが出てきまして、町としてもその辺を関係機関と協議をしながら事務の廃止のほうへさせていただいたという状況がございます。

それから、2点目の欠員をどうカバーしていくのかということです。これにつきましても、先般、定例会を開催させていただいて、やっぱりこの欠員をどうカバーしていくかということで、現在、民生委員さんは全体の会と、あと、中山、名和、大山でそれぞれ支部を構成して支部の中でも活動いただいております。支部単位でその辺の欠員対応ということで協議をいただきまして、基本的には担当区域、欠員区域の例えば両隣とか隣の区域の民生委員さんに担当いただくパターン、それから1つの区域を1人で大変なので近くの民生委員で共同してやっていくようなパターン、それからもう一つは、個別、何か事案なり相談事が発生した場合、その個別の案件に対してどなたかの民生委員さんをお願いをしていくパターンというのがあろうかなというふうに思いまして、それぞれそれについては各支部で担当いただきまして、それぞれ、先ほど言いました支部としてどれが望ましいかということで、各支部でその辺の対応を一応検討をいただいております。

○議員（11番 西尾 寿博君） 1つ漏れてますよ。来年1つにするんで、その5つを減らす、減らす部分に対して、あるいは残ったものでもいいです。

○福祉介護課長（松田 博明君） はい。済みません、失礼しました。答弁漏れをしておりました。

いろんな事務を検証しまして、今6事務ですが、例えば、これまで住宅困窮とか、それから放課後児童クラブとか、そういったことの証明をしとったんですが、この辺は関係課と協議を持ちまして廃止の方向で協議いただいて、最終的には、来年度の1項目というのは準要保護の証明。

○議員（11番 西尾 寿博君） えっ。

○福祉介護課長（松田 博明君） 準要保護、この証明が来年度1事務残る事務、これにつきましても新規の事務のみを証明とするということで、来年度から1事務ということになりました。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。そうですね、隣の方をお願いするということなので、本当に隣の方は、自分のところだけでも大変なのにね、3年間やるわけでしょ。これって、どうなんですか、途中で、いや、何とお願いできたわという場合はどうされませう、ありがたいことですけど。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当のほうからも述べさせていただきますけども、先般も12月の新任のいよいよスタートという会のほうにも出させていただいて、そのときには、まだ本当にぎりぎり、国のほうからまだ認めていただけてなかった方々もあつたりということで、同席をしていただいたということもあります。随時ということになろうと思いますけれども、担当のほうから述べさせていただきます。

○福祉介護課長（松田 博明君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 松田福祉介護課長。

○福祉介護課長（松田 博明君） 御質問いただきました欠員のほうの後の対応ということでございます。町長も述べましたように、欠員の補充におきましては、今も現在随時、各担当区域の候補者ということで、事務局のほうに当たらせていただいております。今現在12月1日で委嘱された皆さんは、大体手続的には9月ごろに県を通じて国に依頼推薦状を上げますので、大体平均2カ月程度、早くも2カ月程度かかりますので、随時、承諾いただけました方については随時推薦書をして、国からの委嘱で2カ月か3カ月後には後任としてつかれるという状況でございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で11番、西尾寿博君の一般質問が終わりました。

○議長（野口 俊明君） 次、14番、岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 14番の岡田でございます。私は2つの質問を用意しております。質問書、通告書を読み上げて質問いたします。

1問目、さらなる健康・生きがいつくり対策をとということで、少子高齢化が進み、経済社会が変化する中で、自治体が活力を維持・増進するには健康寿命の延伸が不可欠でございます。また、健康保険特別会計や介護保険特別会計の運営状況は危機的状況であり、これらの解決には町民の健康づくりが重要であると考えております。本町でも、待ったなし健康づくりとして町民の健康づくりのためさまざまな施策を行っているところですが、まだ十分と言えないのではないかと思います。そこで、効果を上げている先進地に学び、さらなる対策を講じる必要があると考えます。

(1)食生活改善の徹底や食育の推進、(2)生きがいつくり事業の実施、(3)健診や各種測定、そしてさまざまな相談と情報提供、小児生活習慣病予防事業、(4)健康運動教室や歩くことの習慣づけ、これらの確実な実施はどうでしょうか。さらに加えて、特に高齢者の(5)社会参加（外出）できる場づくり（ハード面としては外出の目的地や交流拠点として施設整備、ソフト面としましては、生きがいや社会貢献の場づくり、仕事のあっせん等）が考えられます。(6)歩きたくなるまちづくり、道路や景観等、これらの実施により、町民の皆さんの体力年齢の若返りと医療費等の抑制が図れると考えるが、どう思いますか、ただします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。2点質問をいただいておりますうちの1つであります、さらなる健康・生きがいがづくりをということで、私と、また、教育委員長のほうにもいただいておりますので、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

町民の健康寿命の延伸と医療費、介護費の抑制は、まさに待ったなしの状況にあると認識をいたしております。本町では、この状況を改善するため、昨年度から自分の健康は自分がつくるとの健康意識を全ての町民の方々に持っていただくこと、これを目的とした大山町民総健康づくり運動に取り組んでいるところであります。

御質問にあります食生活改善の徹底や食育の推進につきましては、健診の結果、血圧が基準値以上の方が多いため、食生活改善推進員協議会の皆さんと連携をして、健診時に薄味みそ汁の試飲を通じた減塩の啓発に重点的に努めているところであります。このほかにも、健康対策課の管理栄養士や食生活改善推進員さんが連携をしてヘルシーメニューの講習や、適切な食生活に改善するための知識普及などを図っているところであります。また、食育の推進につきましては、保育園でのキッズクッキングや小・中学校での給食などを通じた食の大切さの学習など、積極的に取り組んでいるところであります。

生きがいがづくり事業の実施ということについてでありますけれども、社会福祉協議会や老人クラブ主催による生きがいがづくりを目的とした事業のほか、小地域保健福祉活動支援事業など、これによって高齢の方々が出かけやすい集落単位での活動の支援を行っておりまして、福祉推進員さんや保健推進員など、地域が主体となって取り組めるよう事業普及を図っているところであります。また、敬老事業の取り組みが高齢者の生きがいがづくりや地域の活性化に寄与する部分もあろうというふうに思っております。

次に、健診や各種測定、そしてさまざまな相談と情報提供、小児生活習慣病予防事業ということについてでありますけれども、受診率向上対策として、集団健診や個別健診及び人間ドックなどの健診を受けやすくなるような工夫を凝らすとともに、協会けんぽ鳥取支部と連携をして受診の勧奨に努めているところであります。また、町報などを通じた健康に関する情報の提供や啓発のほか、健康相談を随時行っているところでございます。

小児生活習慣病予防事業、これは全国で実施している自治体の一例として、香川県において、児童糖尿病を初めとする生活習慣病を予防するため、平成24年度から県内16市町が参加をし、小学校4年生の身長、体重の測定、血液検査、生活習慣のアンケートを実施されております。その結果をもとに子供の実態を把握をし、将来、生活習慣病にならないよう、子供のころから適切な生活習慣を身につけるための改善策を検討されるなど、先進的な取り組まれているものでございます。このような取り組みは鳥取県ではされておられませんけれども、先駆的な事例として、鳥取県健康づくり担当部署等に情

報を提供してまいりたいと存じます。

次に、健康運動教室や歩くことの習慣づけについてでありますけれども、健康な身体
の維持のため、本人が自分に合った方法による運動を習慣づけることが大切かと存じま
す。本町には、スポーツしよい大山といった団体や公民館での各種の運動教室、カーブ
スジャパン運営による運動施設など、身近なところに運動ができる環境が整いつつある
ところであります。また、昨年度から運動の輪ひろめ隊、この運動を展開しておりまし
て、身近な施設などによる運動への参加のほか、積極的に歩くことを勧奨するなど、運
動を習慣化できるよう口コミなどの手法を用い広めていくよう、また引き続き取り組ん
でまいりたいと存じます。

高齢者の社会参加ということにつきましては、高齢者が社会参加できる場づくりとし
て、ハード面では、高齢の方々が安心して集える場として集落の集会所などがございま
す。より利用しやすいようなスロープなどによる段差解消や手すりの設置、洋式トイレ
への改修などに助成をする生きがい拠点整備事業、これを行っているところでございま
す。また、ソフト面では、老人クラブへの助成を行うことによる活動支援、また、高齢
者の雇用創出や生きがいづくりの場としてシルバー人材センターへの支援を行っている
ところでもございます。

最後に、歩きたくなるまちづくり、道路や景観などということにつきましては、国民
栄養調査によりますと、鳥取県民は1日に歩く歩数が全国で最低のランクにあるという
ことのようにございます。これは公共交通機関が少ないため自動車の普及率が高いなど、
歩くよりも自動車に頼ってしまう環境にも要因があるかと存じます。歩きたくなるまち
づくりは、スマートウエルネスシティ首長研究会が提唱する健康なまちづくりのため、
住んでいるだけで歩いてしまう、歩き続けてしまうまちをつくるための取り組みの一つ
でもございます。

具体的には、自動車の流入を制限する地区を設定する、安心して歩くことができる歩
道の整備などがありますが、すぐに実現することが困難なものでもございます。本町で
も継続的な運動をする人をふやすためにも、まずは近くに移動するのになるべく自動車
を使わない、なるべく階段を使用するなど、日常生活の中で歩くことや健康を意識する
行動変容を促すことが重要かと存じますので、継続した運動の取り組みなどの啓発を一
層図ってまいりたいと存じます。

以上で私のほうの答弁に変えさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○町長（森田 増範君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 岡田議員さんの、さらなる健康・生きがいづくり対策を
との御質問に教育委員会よりお答えをいたします。

教育委員会では、食育推進計画に基づきまして町長部局とともに食育に取り組んでお

ります。保育所や学校の給食においては、成長期の子供たちの体づくり、健康づくりに配慮し、できるだけ地元産や旬の食材を活用しながらバランスのよい献立に努めております。また、町内の保育所、小学校では、年間を通してさまざまな活動、また、工夫をしながら食育とあわせて子供たちの体力づくりにも力を入れているところです。

議員の御質問にあります小児生活習慣病につきましては、以前は成人の病気とされてきた肥満や高血圧、糖尿病などが御存じのように近年急速に子供の世界にも広がり、懸念をされているところでございます。その原因といたしまして、まず、動物性脂肪のとり過ぎやジュースやアイスなどの糖分のとり過ぎなど、エネルギー摂取量のオーバーが指摘をされています。加えて、外遊びが減り、家の中で長時間ゲームをすることなどによる運動不足も要因の一つというふうに言われております。

小児生活習慣病を予防するためには、正しい食生活を幼児のときから習慣づけることと、よく運動をする習慣をつけることが大切だというふうにされております。本町では、特段に小児生活習慣病を予防するための取り組みとしては行ってはおりませんが、幼少期から食育や体力づくりに取り組むことが、子供たちが将来成人した後の疾病予防にもつながるものと考えて推進に努めているところでございます。以上です。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 大山町では、女性専用のカーブスの誘致に続き、要望の高かった男性版カーブス、ブルーティアまで全国に先駆けてこの田舎の大山町に誘致できたことは、素晴らしいことと町長の熱意に敬意を表したいと思います。

一方、個人的な考えとしましては、ことし7月に行政視察に議会として行かせていただきましたスマートウェルネスシティとして大々的に市民の健康づくり、生きがいのづくりに取り組み、数年で市民の体力年齢の若返りや医療費の抑制効果、これらを実証し、全国平均、県平均よりも低い介護認定率等の効果を上げている新潟県見附市のやり方、非常にこれ全ては難しいとは思いますが、ここでやってる一つの例として、せめて、ネーブルみつけというような老若男女が気軽に行って運動したり、機械を使った体力づくり、もちろん資格を持った指導者がいて本人に合った指導を行っています。それから一通り終われば、仲間とコーヒーやお茶を飲んでくつろげる、あるいは将棋や囲碁が好きな人はそれらを仲間とともにやるというような、非常にこの施設とてもいいなあと感じたんですが、向こうは市ですから非常に利用者も多くて年間50万人とか言ってましたが、驚くほどの人が利用してるということで、私も日ごろ感じるんですが、本当に気軽に行きつて暇をもてあましてる高齢者の方も特にですが、誰でも行ってくつろげるような、あるいは運動ができるようなそういう施設が本当は欲しかったんですけど、カーブス誘致でそれは難しいとは思いますが、何かそういった施設を新たにつくるお考えはないでしょうか。建物は別に現存のものでいいとは思いますが。

それから、現在、カーブスが営業ということですが、公設で運営は指定管理というよ

うなことは考えられなかったのか。といいますのが、メリットは、町民の雇用が創出できたり、利用者が支払うお金は町内に落ちるといような大きなメリットがあると思います。西部のある町でも、来春を目指して健康経営プロジェクトとして国内で健康事業を展開する業者と業務委託契約を提携し、住民向けスポーツジムを新設しようとしております。これはかなりの予算で7,000万ぐらいたしかついていると思いますが、これも建物は建てなくて既存の建物を使って運動施設をつくるということです。ここでは社協に業務を委託して新たな雇用は町内の町民、そういうところを目指しているようですが、こういったことを本当に単純にカーブスさんに任せるだけでなく、そういうことも考えられなかったのかなと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 岡田議員の答弁は午後をしたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

岡田議員の質問の答弁をお願いします。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 一言追加させてください。西部のある町がやろうとしているこの健康経営プロジェクトの資金は、地方創生加速化交付金を使った事業だそうです。以上です。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 午前中に質問をいただきまして、新潟県の見附市の事例をもとにお話をらるるいただいたことかなというふうに思っております。

その中で、施設の取り組み、公設民営といいますか、運営的なお話や、現在、本町でやっておりますカーブスジャパンの取り組みのことも含めて質問をいただいたところでありまして、新たな取り組みあるいはカーブス以外の取り組みの検討はなかったのかというようにお話だったかなというふうに思っております。特に本町におきましては、御承知のように、大山町内、医療費が鳥取県内でも1人当たりの医療費、非常に高いレベルにあるということで、待ったなし健康づくりの取り組みを始めております。その中で一つのテーマであります運動、この取り組みをいろいろな形で広げていこうという取り組みの中で、民間の事業者カーブスとの連携、大学との連携ということで進めているところであります。

このほかにもということ、あるいは質問をいただいたところでもありますけれども、特に大きな今後の施設の取り組みということについては思いを持っておりませんが、

大切なのは、いつも申し上げておりますけれども、大山町のほうでもいろいろとこれまでも健康づくりについての取り組みを進めてきており、たくさんの方々が参加をさせていただいておりますけれども、やはりそこになかなかかかわっていただけてない6割あるいは7割ぐらいの方々に、いかにして健康に対してかかわっていただくかということが大きなポイントかなと思っておるところでありまして、まさにカーブスの民間事業者の取り組みはそういった方々の掘り起こしと同時に、来られた方から仲間をさらに広げていこうというような取り組み、ノウハウを持った取り組みがなされている状況があると思っています。

大山町でも、そのほかでもたくさんの活動団体があって、運動を通じての健康づくり、取り組みをしておられますので、そういった輪を広げていくこと、また、このカーブスジャパンや男性の専用のカーブスのブルーディアの取り組みというのは、そういった部分でもまた大きな刺激をいただくきっかけになってるんじゃないかなと思っているところでもあります。ほかの取り組みということについての状況は、今考えておらないということをお伝えをさせていただきたいと思います。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） そのほかの事業はなかなか難しいということですが、生きがいづくりについてちょっと質問したいと思います。

生き生きと幸せな人生を送るためには、生きがいを得ることが一番大切だろうと思います。充実感を味わいながら希望を持って生活することが大切だと思っておりますが、目標を持つことや、趣味や運動などの上達や成長を通じて、また、社会貢献や人の役に立つことでも得られるものと思います。年齢を重ねていくうちに生きる喜びの創出に悩む人も多いと言われております。

そこで、高齢者の、現在もいろいろやられていると思いますけれども、高齢者の知識や経験を生かした社会参加をもっともっと推進できない、促進できないのか、総活躍時代にふさわしいようなことはできないのか。それから交流の場と機会を提供できないか、閉じこもり予防対策をもっとできないのか。それから機能低下しがちな高齢者に脳の健康教室や運動教室、介護予防教室、現在もやっておられるとは思いますが、もっともっと充実できないのか、その辺もお答え願います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど議員おっしゃいました案件については、町としてもいろいろな取り組みをしております。閉じこもりの関係だったり、健康教室だったり、一番大切なのは、参加していただいている方々がさらに仲間を呼んでいただいて人数を多くしていく、かかわっていただく人たちをどんどんふやしていくということが大きなテーマだと思っております、そういった意味合いで、集落のそれぞれの支援者、保健

推進員さんであったり、福祉推進員さんであったり、あるいはかかわっておられます団体の関係者の方々、そうしたところが大切ではないかなというふうに思っているところでもあります。また、それが今、我が町の大切なテーマではないかなと思っております。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） きこの質問、同僚の質問でもありましたが、運動習慣がある人の割合は30数%ということで、関心のある人は自分から進んで常に運動習慣をつけているということはありますが、残りの60数%、継続的な運動の未実施者、この中でも特に、運動したいがなかなかできてないという方たち、あるいは運動の意思もないという方たち、この人たちへの働きかけ、動機づけが必要だろうと思えますけども、なかなか難しいことではあります。まず家から出ていただいて、いつでも集えるような場所、先ほども申し上げたんですが、そういう場がもうちょっとあれば、例えば歩いて行って週に何回かはそこへ行って歩いて通うだけでも運動になるのではなかろうか、あるいは多くの人と交流することが、また健康増進につながるのではなかろうかと思うんですが、現在、各地区に公民館もありますけども、なかなかそういう場ができていないと感じております。特に高齢者の方なんかは家でテレビを見るぐらいなこと、特に冬場はそうなんですけども、そういう人たちを何とか家から出ていただいて、多くの人が集えるような場ができないものかなと日ごろから思ってるんですけども、その点はどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。まさにそれが今のテーマであるということをお願いするところでありまして、いろいろな取り組みをさせていただいております。きっかけあるいは刺激をということを含めてカーブスジャパンの取り組みだったり、男性版のブルーディアの取り組みだったり、そういったことをきっかけとして、さらに友達を声かけをしていただくということもあると思えますし、おっしゃいましたように、公民館のほうでもですね、いろいろな取り組みを生涯学習としてされておりますし、各種学級、いろんな学級、サークル活動をしておられますので、そこでも仲間づくりというものもあります。

また、地域自主組織のほうで、それぞれの拠点としておられる場所でサロンを開いたり、定期的なそういった集いの会なんかも計画をして実施をしていただいているということでもありますので、以前よりもそういった場面ではかなり外に出ていただく機会というものはふえてきているというふうに思っております。そうしたことの積み重ねをやはり仕掛けていくということだと思っておりますので、さらにアイデアがございましたらですね、どんどんアイデアをいただきたいと思えますし、やはりそれぞれが集まっておられる方々も、もっともっとたくさんの方と集っていきなという思いを持っておられ

ますので、声かけ、仲間づくり、引っ張り込んでくる、そんなことを住民の皆さんの一つの意識の中からも展開できたらなというふうに思っています。

老人クラブの会合等につきましても、年齢が高齢化していくというお話がよく出ます。ただ、ここにおいても、おっしゃいますように、家から外にまず出て、それぞれの活動を一緒にやっいてこうやという仲間づくりの中で、心地よい汗をかいたり、日常の会話をされたりという、本当にまさにおっしゃるような健康づくり、生きがいづくりの一つの組織体でもあります。そういったところにもどんどん入っていただく、そんなようなことを団体の方々と一緒になって、また啓発、展開できたらなというふうに思っているところであります。議員も非常にスポーツも今も現在頑張っておられるところでありますので、そうしたことについてのまた輪の展開をお願い申し上げたいと思います。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 食育あるいは小児生活習慣病予防について、もう少し突っ込んで質問したいと思います。

大人の生活習慣病は、子供のときの食生活など生活習慣が大きく影響すると言われていいます。町内の保育園児や小学生あるいは中学生、大山町内では多くはないと思いますが、肥満の割合は把握していらっしゃいますか。私、感じとしては少ないとは感じておりますが。

それから、命の大切さを考える人をふやすには、保育園や学校など幼少期から食育の充実と強化が必要でございます。朝食は脳の活動を活発化させるためにも、あるいは日中の活動を活発にするためにもとても大切でございますが、子供たちが朝食を食べないという人の子供の数とか、そういうことを把握していらっしゃいますか。あるいは奨励はどうやって行っていますか。教育委員会お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当のほうから述べさせていただきますけれども、特に御飯、朝食ということについては、保育園あるいは学校においてその重要性等については常に啓発活動をしておるところであります。担当のほうから述べさせていただきます。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） ただいまの御質問でございますが、まず、保育所や小学校の肥満の割合ということがございました。これにつきましては、学校ではですね、学校ごとに学校保健委員会というような会を持っておりまして、その中でそれぞれ集計はしておりますが、教育委員会として町全体のものは把握してございません。

それから、朝食のこともございました。朝食につきましては、国全体としても、それ

から鳥取県としても、ずっと早寝早起き朝ごはんというようなことで、これが本当に一日の生活の基本になるということでずっと取り組みを続けております。それから全国学力・学習状況調査の質問紙等でもですね、こういった朝食を食べているかというような項目がございまして、本町では非常に高い率ですね、ほとんどの児童生徒が朝食は食べて学校に来ておるといような状況はございます。正確な数字はちょっと記憶しておりません。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 各学校で肥満の割合は把握していらっしゃるということですが、何か特別な対策といいますか、それに対する指導とかは行っているのでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。教育委員会サイドのほうにお任せしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。先ほど次長のほうがお答えをしたと思いますが、特別、大山町内の小・中学校、また、保育所において問題だなと思われるような肥満の状況、また、先ほど申し上げた小児生活習慣病に該当するといような子供は本当に見かけることがないということでございます。したがって、特別な対策というのものは行っておりません。先ほど申し上げましたように、きちんとした食育と体力づくりということで頑張っているというふうな状況でございます。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 2問目に移ります。

学びを変えるについての対応は。

次期学習指導要領の初等中等教育について諮問された内容で、大きく2つの注目すべき点があるようでございます。1点目は、小・中学校における英語教育の充実、これはますます進むグローバル社会を生きる上で必須だということでございます。2つ目は、アクティブ・ラーニング、難しい言葉を使っておられますが、子供が課題に対して能動的に学ぶ、主体的に学ぶ、一方向的な教育でなく、学習者の能動的な学習や参加を重視する呼び方だそうですが、これらをどのように認識していらっしゃいますか、また、どのような対応が必要と思われませんか、聞きたいと思います。そしてアクティブ・ラーニングを進める上で効果的なICT活用のあり方についてはどうか、ただします。お願いします。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 岡田議員さんからの学びを変えるについての対応はということにつきまして幾つかの具体的な御質問をいただきましたので、それにお答えをいたします。

まず、英語教育の充実についての認識と対応についてでございますが、議員が今御指摘されましたように、グローバル化が急速に進展する今の社会におきまして、外国語、特に国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力というのは今まで以上に必要になってくるというふうに考えておきまして、大山町としてもさらに力を入れていく必要があるというふうに考えております。特に今後、小学校3、4年生における外国語活動、それから5、6年生における外国語教育の導入については、授業時数も週1時間ふえることになりまして、時間割りの組み方などにも今後工夫が必要だというふうにも考えております。

英語科には、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4つの領域がありまして、これまで実施をしてきました小学校の外国語活動では、聞くこと、また、話すことのみを扱ってききましたが、次期学習指導要領では、小学校5、6年生から今度は読むこと、書くことも含む教科として導入をされます。現在、大山町では、各単元で扱う主要な表現を英文で板書、黒板に書くことですが、英文で板書をしたり、それからアルファベットを書く活動というのを取り入れたりしながら、今少しずつ文字になれていくような外国語活動の工夫も行っているところでございます。国も、平成30年度から希望する学校には教材の先行配付を行う予定ですので、大山町もその教材を活用し、平成30年度から段階的に先行実施をして、平成32年度からの完全実施に備えたいというふうに考えているところでございます。

次に、アクティブ・ラーニングについての認識と対応についてでございますが、これまでの学習指導要領の改訂におきましては、何を学ぶかという指導内容の見直しというものが中心でしたが、しかし、このたびの改訂におきましては、どのように学ぶのか、何ができるようになるのかまでを見据えた改善が求められております。どのように学ぶかというところに着目をして、授業改善の視点として示されましたのが先ほどおっしゃいましたアクティブ・ラーニングであり、主体的で、そして対話的で深い学びの実現を目指す視点というふうに捉えております。

このアクティブ・ラーニングという言葉が近年よく耳にするようになりましたが、中にはこれまでの授業を大きく変えていく必要があるかのように論じられていることもございますが、文部科学省の視学官も説明をしておられますけど、これまで特に小学校を中心として取り組まれてきました授業改善、授業研究から生まれた教育実践、今、現に実践をしているわけですが、その実践にこそアクティブ・ラーニングの視点が反映され

ているというふうに考えております。

大山町の各小学校、中学校におきましても、問題解決的な学習の中で児童や生徒が主体的に学ぶ授業づくりや、それからペアや、それからあるいは小グループでの話し合いを通じて自分の考えを言葉やあるいは文章で表現するということを重視をした授業づくりを行っておりますけど、これをさらに今後はこれらの授業研究を基盤としながら、さらに取り組みを進めていくことが、アクティブ・ラーニングの推進につながるというふうに考えております。

最後に、アクティブ・ラーニングを進める上で効果的なICT活用のあり方についてですが、アクティブ・ラーニングを進める上では、暗記や再生型の授業から、思考や、物事を考える、それからそれを発信していく発信型の授業への転換が求められております。そこでICTを活用すれば、多様な表現方法が可能となると思いますし、多様な他者と瞬時にやりとりすることも可能となりまして、学習における時間や空間が広がっていくことが考えられます。

また、情報機器や通信システムが本当に目まぐるしい進歩をしておりますけれども、その可能性は今後さらに広がっていくと考えております。現在も各学校でいろいろな授業の中で、このICT、情報機器を活用した授業を行っておりますが、ただ、忘れてはならないのは、あくまでもICTはその手段であるということです。何のためにICTを使うのか、どんな効果が期待をでき、子供たちにどんな力を育てることができるのかといった明確な目的を持った上で、授業の中でICTを活用していくことが大切だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 今回の次期学習指導要領の内容ですが、世界と比べて論理的思考力の不足や学習意欲、社会参加意識の低さなどが指摘されたということで、このようなことが検討されていると思います。

ただ、アクティブ・ラーニング実践への課題としていろいろ上げられておりますが、学校現場でなかなか教師がなれてないとか、指導法の研修が必要なのではないかとか、あるいはもう一つアクティブ・ラーニングにおける成果の評価の難しさというものが指摘されておりますが、実施については、既に小学校を中心として取り組まれてきた授業改善や授業研究から生まれた教育実践が、全てそれがアクティブ・ラーニングの視点だということでございますので、これらを発展させていけば実践はできると思いますが、評価の難しさについてはどう認識していらっしゃいますか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） ただいまの御質問につきましては、教育長のほうがお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。ありがとうございます。このアクティブ・ラーニングという言葉そのものが出てきたというのは、もともと大学教育で使われておった言葉でございます。で、与えられたことから、そうでなくて自分で課題を見つけて、人と話をきちんとして、さらにどういった、さらに自分でまた課題を見つけて、さらに勉強していくという、こういう流れでございます。それは時代の流れの中で非常に先が見通せない時代になってきたと、あるいはグローバル化が進んできた、あるいは人工知能もどんどんどんどん進んできた、そういった中で将来の予測が難しい時代がこれから来るだろうと。そういったときに一番大事なことでというのは、自分でまず考え、そして友達の意見を聞いて、さらに考えを深めて、そしてさらに深い学びにつないでいくという、こういう流れでございます。

それが今、流行のアクティブ・ラーニングということなんでございますけれども、実はこういう考え方というのは、小学校、中学校の、あるいは保育園でも同じことですが、そういった形での学びとってというのは今現在、大山町でもしっかりやっております、何か新しい言葉が出てきて、全てががらっと変わってしまうみたいな雰囲気がありますけれども、決してそうではなくて、やっぱりその何かアクティブ・ラーニングとっていうと型の習得、いろんな型があります。学びの共同体でありますとか、仮説実験授業でありますとか、知識構成型ジグソー法だとか、いろんな型も出てきますけれども、そういった型を言うんではなくて、型の習得ではありませんので、最終的なゴールとっていうのは、自分が課題をきちんと見つけ、そしてそれを友達やたくさんの人と話しして、さらに深めて、さらに新しい課題を発見していく。それができるといのがやっぱり評価の一番大きな流れになってくるだろうと。それは今まで勉強しておる、今それぞれ小学校、中学校で研究授業やら授業研究をやっておりますことと何ら矛盾することがないと。これからもそういった方向で頑張っていく。その中でやっぱりこれからは時代が変わってわからないこともたくさんあるわけですが、わからないこと、未知の状況にも対応できる力なんていってというのが大事な評価の視点にはなるだろうというふうに思っております。以上です。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で14番、岡田聡君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） 次、7番、大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 7番、日本共産党の大森正治です。

きょうは、同和問題の今後を探るという一つだけ、町長と教育委員長にお尋ねします。同和問題、部落問題は難しい課題かなというふうに思いますけども、一緒に考え合っていきたいと、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この同和問題は、我が国に残存する人権問題であり、国民的課題として解決すべきと

いう国の政策のもとに、1969年より33年にわたって国、地方を合わせて約16兆円が投入されて、さまざまな同和対策事業が講じられてきました。その結果として、関係者を初め、国を挙げての国民的な努力によって、旧同和地区の劣悪だった生活環境は大きく改善され、就職や結婚などの問題も解決へと向かっていきました。そのため、時限立法でありました同和対策のための特別措置法、これは2002年3月に終了しました。このことは、同和問題は社会問題として基本的に解決したということを示しています。その点については総務省が特別対策を全て終了して一般対策に移行する、その理由としてははっきりと指摘しているところでもあります。

ところが、鳥取県、そして大山町など地方自治体では、部落差別がある限り同和対策を続けるとして、事業の数は減ってきたものの、今なお本町では固定資産税の減免、高校生、大学生への進学奨励金の給付、新規学卒者への就職支度金、生活相談員の配置、地区進出学習会など、旧同和地区に特化した施策が行われております。このような同和施策を継続する限り、いつまでも「同和地区」、これを固定化することになり、差別の解消にはつながらないというふうに私は考えております。

部落問題が社会問題として基本的に解決している今、特別な同和施策は完了して一般施策に移行したほうが、同和地区も地区外もない融合した状態になり、最終的な解決を実現することができるというふうに考えます。町長は、同和施策を続ける根拠として、部落差別があるからということをお願いされております。具体的な差別事象として本町で起きた事例としましては、いわゆる差別落書き事件や、4年近く前に発生しました町長の名をかたりました差別はがき事件が上げられ、また結婚差別はまだ残っているという指摘もあります。しかし、前2つの事例は誰のしわざか不明だという問題を内包しております。結婚問題に関しましては、今や個別の事例として対応して解決していくことが肝要ではないでしょうか。

このように考えると、現在もあると言われる差別事象は、根深く温存されている部落差別とは言えないのではないかと考えられます。だから完全にとはいえないまでも、社会問題としての部落問題は基本的には解決しているという認識が正しいのではないのでしょうか。

では一体、部落問題の解決とはどんな状態を言うのかということでもあります。それを部落解放同盟とは異なる運動団体であります全国地域人権運動総連合、現在そうですが、その前身であります全国部落解放連合会、略称で全解連、これは部落問題解決の指標として次の4点を上げております。1点目、部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること。2つ目、部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動が、その地域社会で受け入れられない状況が作り出されること。3つ目、部落差別にかかわって部落住民の生活態度、習慣に見られる歴史的後進性が克服されること。4つ目に、地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること。これは先ほど言いました全解連の約30年も前に出された文書です、文書の中の一つです。その

全解連の綱領的文書と言われる、21世紀を目指す部落解放の基本方向、こういう中に書かれておるものです。私は、どれも納得できる内容だと思います。皆さん、どうでしょうか。（「間違っている」と呼ぶ者あり）これら4点に照らし合わせて考えてみれば、今やまさに部落問題は基本的に解決されていると言ってもよいでしょう。町長はどのように考えられますか。

このような中、前通常国会の5月に、部落差別の解消の推進に関する法律案、略称で部落差別解消推進法案なるものが突如として出されました。そして継続審議となり、本臨時国会、名目的にはまだ継続しているようですが、実質的には閉じておりますけれども、この臨時国会で十分な審議が行われないうまま、短時間で拙速に日本共産党以外の賛成多数で9日に成立してしまいました。これは自民党も同和对策事業を終結し、同和から人権への流れをつくった経過をも無視する異常なことであるというふうに思います。

この法律の問題点は、主に次の点にあるようです。まず1点目に、まず1つ目には、部落問題は長年の同和对策によって基本的に解決し、終結した同和对策事業を復活させるものであるということ。つまり言い換えれば、言い方を変えれば、この法律を必要とする立法事実がないということです。2つ目に、この法律は時限立法でなく恒久法である点から、同和地区の固定化につながるものであるということです。3つ目に、そのため部落問題の解決に逆行するものであるということです。ですから、この法案、廃案にすべきものであったと考えます。私は、この法律が成立したことは、将来に禍根を残すことになるのではないかとこのように大変憂慮しております。同和問題をめぐるとこのような情勢の中で、最終的な解決に向けて同和行政は今後どうあればいいのか、改めて探求していかなければならないと思います。

そこで、次の点について伺うわけですが、通告書とはちょっと私、順番を変えまして質問をいたしますので、その点よろしく願いいたします。

1点目、部落差別解消推進法案は、同和地区を固定化し、部落問題解決に逆行するものであり、廃案にすべきだったというふうに考えますが、いかがでしょうか。

2点目、差出人に森田町長の名をかたった、いわゆる差別はがき事件、これは現在、どのような状況になっておるのでしょうか。また、この事件を教訓に、同和行政を今後どうしようというふうに考えておられますでしょうか。

3点目、部落差別がある限り同和行政を続けるとのことですが、どんな状態になったときに終結をされるというふうにお考えでしょうか。以上です。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大森議員より1点、同和問題の今後を探るということで、私とそして教育委員長のほうにもいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

通告の1番、2番、3番の、1、2、3の変更がありましたけれども、私のほうは通告

に沿って答えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、同和問題に係る特別措置法が終了して、同和対策事業が特別対策から一般対策に切りかわったということは、法的根拠がなくなったわけではなく、憲法14条の法の本来的な平等原則に立ち返ったという意味であると考えます。

地域改善対策協議会意見具申にも、特別対策から一般対策への移行が、同和問題解決への取り組みの放棄を意味するものではないと述べられているところであります。特別法がなくなったからといって同和問題が解決したわけではございません。

また、同和施策を継続することが、同和地区を固定するのではなく、人の心の奥底に存在する同和地区に対する差別・偏見の心が解消されていないことが問題の根底だと考えているところであります。

まして、結婚問題は今や個別の事例として対応して解決していくことが肝要などということは論外であり、結婚問題は同和地区差別を象徴する大きな壁として存在している現実がございます。

平成23年に大がかりな戸籍謄本などの不正取得事件が大阪のほうで発覚をし、発覚いたしました。これは、弁護士や行政書士などが職権を利用して不正に戸籍謄本など約1万件を取得して興信所などに売りさばいた事件でありまして、このほとんどが身元調査に使われたそうであります。この事件をきっかけに、大山町を含む多くの自治体が本人通知制度を導入いたしました。

また、平成26年に鳥取県が実施した人権意識調査の結果を見ますと、鳥取県内に存在している人権問題についての設問に対し、同和問題に関することが約60%と最も高い結果でございました。

このような現状を踏まえると、同和地区に対する差別は根強く温存されており、社会問題としての同和問題は解消されているという認識を持つことはできません。

このような考えを踏まえて3点の御質問にお答えをいたします。

1点目の差出人に町長の名をかたった差別はがき事件、これは現在どのような状況になっているのか。また、この事件を教訓に同和行政を今後どう進めていくのかという質問についてであります。差別はがき事件につきましては、警察に捜査の依頼をしており、捜査内容については申し述べることはできませんけれども、特に進展はないのではというふうに認識をいたしております。

差別はがき事件だけではなく、現在もなお大山町内を初め、鳥取県内や全国各地でさまざまな差別事件・事象が報告されております。悪質で大がかりな戸籍の不正取得事件や、マンション建設予定地が同和地区であるかどうかを調べた土地差別調査問題、またインターネットで電子版部落地名総鑑を掲載をして同和地区の所在を明らかにしたり、民族排外主義を扇動するヘイトスピーチなどの事象などは目に余るものがございます。

さらに、興味本位に出自を暴く悪質なマスコミの体質など、今までの同和問題の解決に向けた取り組みの形骸化が危惧される事件が多発しているのが現状であります。

これらの差別事件・事象及び差別意識の解消のために、教育及び啓発の果たす役割は非常に大きく、本町におきましても小地域懇談会を通じて町民の方々に対して法のもとの平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチを、人権セミナーを通して個別的な視点からのアプローチといったさまざまな手法を用いながら人権意識の高揚を図っているところであります。

人権尊重の町づくりという視点において、これらも取り組みを進めてまいりたいと存じます。

2点目の部落差別がある限り同和行政を続けるとのことだが、どんな状態になったときに終結されるのかという御質問であります。同和問題の解決について、一律な線引きや状況を個別具体的に示すことは難しいかと考えております。あえて申し上げれば、戸籍不正取得事件や土地差別調査問題などの背景には、結婚を考えたときやマンションなどの購入に際し、同和地区かどうかということを知りたい、調べたいという住民のニーズがあるということでもあります。このような差別意識や偏見が解消され、同和地区かどうかを調べる必要がなくなったときが、解決に向かうときではないかなというふうに思うところであります。

現在実施しております事業につきましては、住民意識や差別の現状と照らし合わせ、その内容、継続の是非をその都度検討していくつもりであります。

3点目の部落差別解消推進法案は、同和地区を固定化をし、部落問題解決に逆行するものであり、廃案にすべきと考えるがどうかということにつきましては、近年の全国部落調査復刻版出版事件など、さまざまな差別事象に関して、差別の存在と国や地方自治体が差別を解消する施策について明記された、この法案が制定されることが部落差別問題の解消につながっていくことと考えておりました。本町の取り組みと全ての国民がひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念、これを照らし合わせても廃案すべき法案とは考えておりません。

なお、この法案は12月9日に参議院本会議で可決され成立いたしましたところであります。成立の背景には、インターネット上での同和地区の地名リスト掲示などの新たな問題があるというふうを考えているところであります。

以上で私のほうからの答弁にかえさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 同和問題に関する基本的な認識や、各事業を実施するに当たっての取り組む姿勢や考え方につきましては、先ほどの町長答弁と同じ考えでございます。

平成27年度から人権推進課の業務が教育委員会部局の所管となりました。今後も差別のない社会の実現に向け、啓発事業を含むさまざまな事業の推進に今まで以上に頑張

ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野口 俊明君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 現に部落差別は厳しく存在しているという考えが基本にあるというふうに認識しましたが、本当に180度違う認識だということです。これは前々から私との論議の中であったことだと思いますけども、まず最初に、私は順番を、この部落差別解消推進法というものについて、この問題点について論議したいわけですけども、この法律をつくるからには、その法律が必要な根拠ですね、言い方を変えれば立法事実というようですけども、それがなければなりませんけども、どんな立法事実があるかということです。1点、背景として、インターネット上の同和地区の地名リスト揭示という新たな問題がある、それだからなんでしょうか。法律の中にはそういうことは書いてないわけですけども、国会の討論の中には若干そういうのも出てきたようですけども、その立法事実ですね、実はこの法律、もう既に御存じということをして私も討議したいわけですけども、この立法事実というもの、どんな立法事実があるというふうに認識していらっしゃるでしょうか。（「提案理由に書いてあるよ」と呼ぶ者あり）

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 国のほうで検討された内容であります。担当のほうから述べさせていただきます。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。では、ただいまの御質問には教育長よりお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 私たちも新聞で知ったわけでございます。その衆議院を通過したというというのは知っておりましたけれども、参議院というものは、前の日ぐらいに、翌日に通過するというのを聞いて慌てていましたら、新聞も全部のところに載ってはおりませんでした。で、現状認識なわけですけども、大森さんが、大森議員がおっしゃる部落差別はないんだという……（「ないとは言ってないですよ、基本的に解決」と呼ぶ者あり）その基本的に解決したんだということではなくて、この現状認識は、現在もなお部落差別が存在すると。基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない、解消することが重要な課題だと。そしてこの特徴は、罰則のない理念法だと。そして財政措置の裏づけもない。ただし、今まで初めてだと思いきれども、部落差別ということを経済の名前に入れたということが一番大きなこの部落差別解消法の大きなことではないかなと。

で、お話にもありましたように、その背景には、インターネット上で戦前の部落の調査を復刻するのをある面で商売にすると、そういう動きもあったというふうに聞いております。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 確かにこの法律の目的、第1条の中にそういうところが若干考えられるのかなというふうには思います。こういうふうに書いてありますから。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえというふうにありますので、そのあたりかなとは思いますが、じゃあですね、現在もなお部落差別が存在する。ゼロになったとは私も言ってないし、じゃあ、ある団体、これははっきり言えば部落解放同盟の皆さんですが、厳しく存在しているという言い方もされておりますよね。果たしてそうなのか。じゃあ一体、特別措置法が法律として33年間にわたっていたにもかかわらず、14年前に失効したのはなぜなのかということで、その当時の総務大臣談話を見てみました。明確に言っておられますよね。

これ平成14年、14年前の3月29日の談話ですが、ちょっと読み上げてみたいと思いますけども、政府は同和問題の早期解決を図るため、昭和44年以来、33年間、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を積極的に推進してまいりました。今般、最後の特別措置法、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が3月末日をもって失効しますので、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了いたします。

同和関係の特別対策は、昭和40年の同和对策審議会答申の趣旨等を踏まえ、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取り組みによって早急に改善することを目的として実施されてきたものであり、その推進を通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るものでありました。

次が大事なかなと思います。国、地方公共団体の長年の取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発もさまざまな創意工夫のもとに推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策は全て終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。

また、新しい人権救済制度の確立、人権教育・啓発に関する基本計画の策定により、さまざまな人権課題に対応するための人権擁護の施策を総合的に推進する等所要の取り組みに努めてまいり所存であります。ここに、これまでの地方公共団体を初めとする関係各位の御尽力・御協力に対し、感謝と敬意を表します。というふうにあるわけですね。

つまり、国を挙げての33年間の取り組みによって大きく変わってきたと。解消の方向に向かったんだと。ですから、これからは特別対策ではなくて、一般施策の中でこの同和問題を一緒に考えていきましょう、取り組んでいきましょうという内容ですよ。これに対してどういうふうに認識されていらっしゃるのでしょうか。これは違うと言われるのか、あるいは新たに差別が生まれてきていると、この14年間の間にですね、法が切れた14年間の間に強まってきたんだというふうにお考え、だからこの法律は必要なんだというふうに思われているのでしょうか、いかがでしょう。両方にお伺いします。

町長はいいですか。じゃあ。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） では、ただいまの御質問には教育長よりお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 今述べられたのは国の態度で、その終わったときの考えだろうと思います。町長が御答弁申し上げましたように、一番最初に言いましたように、やっぱり私たちの考え方とっていいですか、基本的な考え方は、同和対策にかかわる特別措置法が終了し、同和対策事業が特別対策から一般対策に切りかわったということは、法的な根拠がなくなったわけではなく、憲法14条の法もとの平等原則に立ち返ったという意味だというふうに私たちは捉えています。

それから、地域改善対策協議会の意見具申にも、特別対策から一般対策への移行が同和問題解決への取り組みを放棄するものではないと述べております。私たちは、ここを一番大事にしていきたいというふうに思っております。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） ですから、この総務省、総務大臣の談話にあるようにね、さまざまな同和対策事業などの取り組みによって、生活環境を初めとしてね、随分と変わってきたんだということ、このことはどうなんですか、認めていらっしゃるんですか。それとも否定的なんですか。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。教育長よりお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） それはもう33年の努力の成果ですので、大きくそれは変わ

ったと思います。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） というところは同じ認識に立てるといふふうに思います。

だからこそ、この時限立法である特別対策法は終わり、一般施策の中でやったほうがさらに急速に最終的な解決をしていくんじゃないかということは言っていたわけですけどね。で、それがね、具体的な事例で言いますと出てきていると思います、私は、さらに進んで、解決の方向に進んだということが。さっきもありました、最後の壁と言われていた結婚問題、これについても随分と解消の方向に進んでいるといふふうに思います。それはやっぱりね、具体的な資料で評価しなければならないと思うんですよ。

これね、こういうのがあります。これは鳥取県が調査した婚姻形態の年齢階層別に調査したのがありますけども、夫婦の片方が旧同和地区外の生まれだというのが、年齢が高いほど少ないわけですけども、若い人ほどもうどんどん高くなっております。30代では70%、60%から70%。それから25歳から29歳までは75%がそうだと。それから25歳未満ではもう84%が、どちらかが同和地区外の生まれだと。これは何を物語っているかといいますと、同和地区内外の結婚による交流がもうどんどん進んでいるということですよ。これは何よりも差別解消の方向に結婚問題も向かっていると。完全ではないですよ。だからそれはもう一般施策の中にあればいい。よく言われます、まだ差別があるだよ、結婚差別はあるよと。でも私は、それは個別の問題として、もう社会の中で受け入れられない状況だと。地区だからだめだといふような考えはもうだめだよというのが当たり前じゃないですか。大きな声で言えますか、言えませんよ。ということは、もう社会的にそういう考えは受け入れられなくなったから、そういう事例があるならば個別にそういうことはだめだよということをやっぱり説いていく、諭していく、そういうことがね、やることによって随分変わっていくんじゃないでしょうか。

それから、さらに具体的な例としましてインターネットの書き込みのことが差別事象の一つとして言われますけども、これもですね、どういう実態があるかといいますと…（「鳥取県が本拠地だよ」「私語を慎みなさい」と呼ぶ者あり）法務省の……（「本拠地だよって言っとるだがな」と呼ぶ者あり）人権侵犯事件の受理及び処理件数を見ますと、インターネット上のこの人権侵犯事件として、全体としては確かにふえているんですよ、ぐっと。2006年から2015年まで、2006年には258件だったのが、2015年には、去年には1,869件にも上っているんですよ。これは人権侵犯事件全体の数です。ところが、そのうちの同和問題の件数はじゃあどうなっているのかと見てみますと、2006年が4件、2007年が7件、それから2008年が2件、次あと2件、2件、ゼロ、1、ゼロ、ゼロ、4件、4件と、非常にこのわずかな件数なわけですよ。これは数字で言っておるわけですが、いかにもこのネット上で大変な状況があると、差別事例があるといふような答弁があったように思いますけども、内容が

問題なんだとおっしゃられるかもしれませんが、この具体的な数字を見ただけでもね、やはりもうそういうことをすること自体が時代おくれなんだと、しちゃいけないんだというね、社会の中で受け入れられる状況にないからだというふうに私は思いますが、こういう資料を見てどう思われるでしょうか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） では、ただいまの御質問には、担当課長よりお答えいたします。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。

○議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。

○人権・社会教育課長（門脇 英之君） はい。ただいま大森議員が数字を上げて結婚差別、それからインターネット上の特に同和地区への関係の案件を上げられました。これはまさに数字のマジックです、だと私は思います。まず、おっしゃいました結婚に関する通婚率、これは確かにおっしゃる数字はアンケート上、そのまま数字が出ておりますし、大山町でもそれに近い数字です。ですから非常に通婚率、いわゆる同和地区と地区外との結婚は数の上ではふえております。これは非常にいい方向には確かに向かっていると思います。ただし、その内容はいかがなものかと、ここが問題です。通婚率という数字が上がりさえすれば結婚問題が解決されたというふうに、非常に短絡的な見方であろうかと思えます。実際にその結婚された方々が一体どんな思いをして、実際にはどんな生活をしておられるのか。親元からどういう、本当にどっちもの親元から祝福されて結婚されたのか。そういう状況を見ずして、通婚率が上がっただけで結婚問題は解消しましたというのは、非常に何といいますか、そういう数字だけを見られた結果かなと思いますし、それからネット上の案件につきましても、これは上がっていないだけです。法務局に報告されていないだけであって、あたかも同和問題はインターネット上でないかのような発言をされますけども、実際にインターネットを開いてみられたことがあるのかどうか。本当に私は、もう開いて見られれば一目瞭然です。

それから、先ほどの法案に関してのところでもございましたが、この法案が可決された大きな要因になるのが、鳥取ループと示現舎が部落地名総鑑復刻版を再販しようということネット上に掲載をして、実際に販売しかけたという、それが裁判にもなるというような状況の中で、非常に確信犯ではあるんですけども、今までになかったような事例がネットの上から始まって、そういう現実があるという中で、この法案に非常に大きな影響を与えたことがあろうかと思っております。言い出せば切りがないんですが、このごとくにたくさん事例が、今、大森議員が言われた数字にはないものが非常にたくさんあるということだけは、御確認願えたらなというふうに思っております。以上でございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 大森正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） 結婚問題ね、結婚差別による事例、その事例を今おっしゃいましたけど、中身が問題なんだということだね。じゃあ、大山町内にそういう厳しい部落差別によって結婚できなかったとか、あるいは厳しい現実というのはどれぐらいあって、どういう内容なのかということですよ。それを先ほど言いましたけども、私は、個別に対応できる問題ではないのかというふうに考えたいんですが、いかがですか。
- 教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。
- 議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。
- 教育委員長（伊澤 百子君） はい。担当課のほうよりお答えいたします。
- 人権・社会教育課長（門脇 英之君） 議長、人権・社会教育課長。
- 議長（野口 俊明君） 門脇人権・社会教育課長。
- 人権・社会教育課長（門脇 英之君） 個別な事案に関しては、ここでなかなか申し上げることはできませんが、私どもはたくさん知っております。知っておりますけども、それぞれ個人のプライバシーにかかわりますので言うことはできませんけども、そういう事例が、特に我々はそういう立場におりますので、本当に我々の身近なところにもたくさん、本当にたくさんいらっしゃいます。ただ表に出なかったり、例えば公の場所でそういうことを公表することはありませんし、見えないだけだというふうに思っております。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 大森正治君。
- 議員（7番 大森 正治君） ということは、この部落差別解消推進法ができて、そういう結婚問題に関する差別事象、これはなくなっていくんじゃないかということもお考えなんですか。そう簡単になくなる問題ではないと私もわかりますけども、それに随分とこの法律は役立つのではないかという評価されているということでしょうか。
- 教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。
- 議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。
- 教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの御質問には、教育長よりお答えいたします。
- 教育長（山根 浩君） 議長、教育長。
- 議長（野口 俊明君） 山根教育長。
- 教育長（山根 浩君） 前にも言いましたように、この部落差別解消法というのは理念法でございますので、やっぱり部落差別がという言葉がまず出てきたという、法律名に出てきた。やっぱり存在するというを法律として認められたということが一番大きなことかなという気がします。
- 議員（7番 大森 正治君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 評価は答えにくいようですので、それはもうこれ以上聞きませんが、この法律の問題点としましてね、もう一つ大きな問題点があるというふうに指摘されております。国会論争の中でもあったわけですが、最大の問題点と言ってもいいと思いますが、この部落差別、この言葉がこの法律によってはっきり出てきたんだとおっしゃいましたが、じゃあその部落差別とはどういうものなのか、どういうことを指すのかという、その定義ですね。部落差別の定義がないわけですが、こういう具体的な対応がね、定義がなければできないじゃないかというふうに思いますが、この点どう評価されますか。（「憲法にも出ておるが、出自ということで。定義もあるよ」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 発言を求められた者のみが発言することができますので、静かにお願いします。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） 教育長よりお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） はい、議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） その部落差別という言葉は初めて法案に出た法律でございますし、罰則のない理念法ですので、それ以上はちょっと私のほうから言うことはちょっとできませんけれども、一番、この前にも言いましたように、インターネット上でいっぱいこと拡散する中で、何とかしてそれをとめる方法とっていいですか、そういったことを国会のほうで考えられたんではないかなというふうには思っております。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） ですから、そういう部落差別についての定義がない法律というのは、実施できないのではないかというふうに言われておりますよね。というのが、じゃあこれは部落差別かどうかというのを、誰が、どういうふうにしてはっきり認定するのかということが出てきますからね。行政のほうか、あるいはどっかの団体が、これは部落差別だというふうに言えば部落差別になるのか、非常にこれは恣意的で史観的な認定になってしまっていて、それはそれこそ問題になるんじゃないかなという、そういうこの法律には大きな欠陥があるというのかね、本当にこの法律を発動することができないじゃないかという、不能の法律だと言っている学者もあるようですけれどもね、そういう問題点を持った法律だということを指摘しておきたいと思います。

時間もあと少しになりましたので進めたいと思いますけれども、もうちょっと今の、じゃあ国会で論議された点についても言っておきたいと思います。なかなか一般紙には出ていない部分があったんですけども、この法律を審議するに当たりまして、参考人質疑が6日にありました。4人の参考人が意見を述べていらっしゃいますけれども、まず全国

人権連の新井さんという事務局長が言っておられます。社会問題としての部落問題は、基本的に解決された。国民の多くが日常生活で部落問題に直面することはほとんどなくなったというふうに言っておられ、それから部落解放同盟の中央本部の西島書記長さんは、それに反論するような内容ですが、部落差別が存在し、厳しい実態だとして、部落問題の議論が希薄化している。今回の法案はそこに焦点を当てるといふふうに法案の成立を要求したと。これに対しまして、石川という弁護士は、西島氏の言う希薄化がされた、これは薄まったということですが、それは部落差別の解消が進み、国民の間に大きな問題としては残っていないと指摘しておられます。さらに、自民党の友誼団体であります自由同和会、ここが推薦された灘本さんという京都産業大学の教授さんは、日本は差別をうまくなくしてきていると。西島氏の現状認識は差別の過大評価だといふふうにも述べていらっしゃる。そういう参考人質疑がある中で、結果的には多数でもって自民、民進、公明などの多数によって可決されたという経緯があったようであります。

私は、最初のときにも述べましたように、本当にこの法律が将来に禍根を残さなければいいなということを思っております。そうならないことを願っております。もう法律として成立したものは、これからどうなっていくのか、動いていくわけですから、注視していきたいというふうに思います。それはお互いにそうだろうと思いますが、また論議しなければならないときがあると思います。

それで、次の森田町長の名をかたった差別はがき事件についてのことも聞いておりますので、ちょっと取り上げなければならないというふうに思いますが、私としては、誰がやったかわからないものです。いまだにわからないということでした。これ自体がやっぱり同和施策はもう終結して、やっぱり同和地区の存在自体を解消するということが、このような事件を生まないことになるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。もうどこにそんな同和地区があるのと、何を言っているんだと、もう地区も地区外もない、どこも同じだという状態にすればこういう事件もなくなっていくんじゃないかなというふうに私は思うわけですが、最初に大山町内、県内各地でさまざまな差別事件・事象が報告されているということで、幾つか挙げられましたけども、そういう問題があるなら、本当にもっと町内でもそういうことを一つの材料にして、町民の皆さん、もっと真剣に考えようじゃないかと、こんな差別を解消するために同和問題について、部落問題について、本当に部落差別をなくすためにともに考えやっぺいこうじゃないかという取り組み、これ必要になってきますよね。いろんな取り組みがあります。先ほどもおっしゃいました、小地域懇談会あるいは人権セミナー、具体的なものがあるわけですが、なかなかこの部落問題についての話が今はないようですけども、やっぱり出しにくいんでしょうか。それは何でなんんでしょうか、ちょっとそこをお伺いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） また担当のほうから述べさせていただくこととありますが、

私のほうの案件ということもありましたので、先に答えさせていただきます。

大森議員は少し記憶のほうにないのかもしれませんが、この差別はがき事件の後についてのいろいろな取り組み、啓発活動、それは担当課含めて私どもやっております。そのようなことを含めて担当のほうからまた述べさせていただきます。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） 参加していただいてないんだなということをつくづく思います。個別に言いましたように、小地域懇談会は普遍的な課題の中でいろいろ考えていこうと。個別具体的なことにつきましては、同和問題もことしもやりましたし、LGBTのこともやりましたし、いろんな形の個別具体的な問題は、本当にいろんな面でやっております。やっぱりそういう中でたくさんの学びとってというのはあるだろうというふうに思っておりますし、今までになかった新しい課題が出てきておる、それにも対処していきたいと。学ぶこと、やっぱり一番大事なことなんではないかなというふうに思います。

それから、ちょっと前のときにありましたので、この法律のときに国及び地方公共団体の責務というのが第3条に載っております。国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するための必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有すると。

地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるように努めるものとする。というふうにありますので、これをやっていくことになってくるんだらうなというふうに思います。以上です。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この同和問題、部落差別を完全になくすためにどうするのかみんなが考えているところではありますけども、間違いなく差別解消の方向には向かっている。けども、まだいろいろ問題がある。それをまた現在ある法律の中でも対応していけるものもあるというふうに私は思いますけども、じゃあ先ほどもどういうふうになったらこの差別解消、そしてこの施策を終了することになるのかって聞きましたら、ちょっと抽象的ではありましたが、差別意識や偏見が解消され、同和地区かどうかを調べる必要がなくなったときが解決に向かうときだということですが、そのために住民意識や差別の現状と照らして検討していくと、その都度検討していくと、すごく曖昧で、これじゃはっきりしない。いつまでもずっとこれ続くんじゃないか。何か永久にこの施策は続いていくんじゃないか。つまり同和地区と地区外があるというふうな状態が続いていくというふうに思わざるを得ないんですね。そうじゃなくて、この同和問題というのは、地区も地区外もない。ほかの男女差別とか、民族差別とか、障害者差

別とか、そういう問題とは違って、同じなわけですから融合すべき問題。同和地区というものが解消されるようにしなければならないわけです。

そうすれば、やっぱりはっきりとしたどういう状態を解決したということで、同和施策はやめる、そして一般施策の中で人権問題として扱っていくんだと。今の人権セミナーにしても、小地域懇談会にしても、今それがテーマになっていると思うんですよね。人権全般として意識を高めていって、もう同和問題についてもそういうことを言うこと自体もはばかれる。今もそうだと思いますけども、大分ね。それが最終的な解決につながっていくんじゃないかなというふうに私は思うんですが、町長、最後に委員長にも伺いますが、4つの指標、さっき提示しましたけども、時間がないのもう一遍一々は言いませんけども、これ一つの指標として私は考えることができるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。今後の大山町の同和行政に活用していけないものでしょうか、どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 残り1分です。

森田町長。

○町長（森田 増範君） 冒頭私のほうから申し上げましたので先に答えさせていただきますが、冒頭申し上げましたように、同和地区に対する差別、これは根強いものがある、それが温存されている中での今の現状があるということでありまして、その答えもこうした抽象的な表現の中でおさめさせていただくことかなと思って答えさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの御質問には教育長よりお答えいたします。

○議長（野口 俊明君） あと28秒です。

○教育長（山根 浩君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。いい人間関係の中をどうつくっていくかということに尽きると思います。もう時間がないので、それで終わります。

○議員（7番 大森 正治君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で7番、大森正治君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は14時40分といたします。休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後 2 時 4 0 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、10番、近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。近藤大介です。それでは通告に従いまして、今回はコンプライアンス、いわゆる法令遵守と説明責任について町長にお尋ねをしたかったですけども、後ほど理由は説明しますけれども、今回は代表監査委員にお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、円滑な行政運営とは、例えば役場は不正をしないもんだという住民からの信頼なくしては行政運営は成り立ちません。その信頼のもとになるのが法令遵守、いわゆるコンプライアンスであります。また、何か問題が起こったときや、住民が行政のあり方に疑問を持った場合、速やかにそれに応える説明責任、これをしっかり果たすことが行政への信頼につながっていきます。

戦前であれば、お上のすることに間違いはない。住民は黙って従いなさいと言っていれば通用した役所の仕事も、国民主権、地方分権、住民参画という言葉が当たり前に使われる今の時代にあっては、やはりこの説明責任なしには成立しない。今の時代、行政にかかわる人間にとって法令遵守と説明責任というのは、常識中の常識であります。

さて、きのうから複数の議員が先般の新聞報道、町の観光事業をNPOに委託するに当たって、町の幹部職員が不適切な事務を行ったという新聞報道について、一般質問をしております。

この新聞報道があった後、11月10日、町長が事の次第を説明するという議会の全員協議会も開かれたわけですけども、町長はその際、事実関係の調査を監査委員に委ねるということを繰り返すばかりで、一体何があったのか、そういった事実関係を一切説明されませんでした。

その間、その後もう1カ月以上が経過しておるわけですけども、この間、議員もそうですし、それ以上に住民の皆さんは、一体何があったのかと、本当のことは何なのか、何もわからぬまま、そして町民がその間ずっと説明責任を果たしておられないということに対していら立ちを感じていますし、また、本当に大山町は大丈夫なんだろうかという不安にも感じていますし、住民も感じておられます。この法令遵守と説明責任について、本来であれば町長にも考え方を問いたいわけですけども、後ほど説明しますけども、今回は町長は答えいただけないということで、その説明責任を果たしていない町長の姿勢について、代表監査委員さん、今回の件を調査を依頼されている代表監査委員さんからの評価について伺いたいと思っております。

具体的には後藤代表監査委員に伺います。今回の事件について、町長は説明責任を果たしていないと思われるわけですけども、説明責任を果たしていると言えるかどうか、代表監査委員の所見を伺います。

2つ目、今回、監査委員さんに調査が任されているということがあります。住民は一

体何があったのかということに非常に興味を持っております。監査委員さんの説明責任ということについても所見を伺いたいと思っております。

3点目として、今回の事件について、今、監査中ということでございますけれども、監査の進捗状況について御説明をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 代表監査委員、後藤洋次郎君。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長、代表監査委員。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） ただいま近藤議員からの質問がありましたので、それにお答えします。

まず、第1点に、今回の事件について町長は説明責任を果たしていると言えるかという質問がございました。

平成28年の11月4日付で、大山町が大山王国に委託した事業について監査するようにと、町長からの特別監査請求がございまして、現在、監査を行っているところでございますが、町長の説明責任について監査をしているわけではございません。したがって、監査委員としてのコメントは差し控えさせていただきます。

2番目の監査委員の説明責任という質問に対してお答えします。監査結果につきましては、報告書に取りまとめ、町長に提出する予定です。また、報告書につきましては、地方自治法第199条第9項で公表が義務づけられていますので、他の監査報告書と同様、大山町のホームページに掲載する予定でございます。

なお、地方自治法第198条の3第2項で、監査委員には守秘義務が課されていますので、報告書に掲載した範囲内の答弁や説明はできますけれども、報告書に記載されていない事柄に関する事実関係等については、答弁や説明ができないことを御理解願います。

3番目の、今回の事件について、監査の進捗状況は。どのような文書とか、どのような書類を調査しているか、どういう人物から聞き取りを行っているのか、調査結果の報告時期などということで質問がございました。

地方自治法第199条第1項で、監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査すると、また同条第7項で、監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものを監査できると規定されております。

したがって、大山王国への事業委託につきましては、補助金等の財政的援助でないため、大山町に対する監査はできますけれども、大山王国に対して監査することはできません。ただし、大山王国に委託した各事業の契約書には、大山町は大山王国からいつでも証憑書類を調査できると、こういった条項が記載されていますので、これらの契約条項に基づきまして、大山町に大山王国から証憑書類等を取り寄せてもら

い、これらの証憑書類等を検査しているところでございます。

また、大山町役場内に保管されている契約に係る決裁文書、それから随意契約に係る指名審査委員会の議事録、大山王国からの見積書、実績報告書、検査調書、それから職員の出張命令書、休暇承認簿などを監査しているところでございます。

次に、人物からの聞き取りでございますが、大山王国の事業委託に関係した大山町役場の6人の職員から聞き取りを実施しております。監査は、各事業の見積もり内容、契約方法、実績報告、監査方法など、財務に関する事務の執行を中心に行っており、監査結果については報告書を作成して町長に提出する予定でございます。

なお、報告書につきましては、何とか年内を目途に、鋭意現在、取りまとめに努力しているところでございます。以上でございます。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 代表監査には、丁寧な御答弁ありがとうございます。

今回の件、今回の件ととりあえずは言いましたけれども、今回の件って一体何なのかと。きのう、きょう一般質問もあっておりますけれども、執行部側から、一体どういうことがあって疑惑を招いているのか、新聞報道されることになったのか、きょうに至っても全く説明がありません。聞いている議員のほうもはしょっている部分もあるんですけども、執行部側からの説明は、新聞社、新聞で報道された件についてということで、本当に議員にもそれ以上詳しい説明がされていない状態です。一体何のことなんだと思っておられる住民の方もたくさんおありになると思います。

私なりにいろいろ調べたり、新聞報道なりをよく読んだ範囲で、今回の件についての問題点について改めて整理したいと思いますけれども、監査委員のほうからも名前が出ました大山王国、正式にはNPO法人大山中海観光推進機構、大山周辺の観光振興に取り組んでいくということの非営利法人で、実は私も10年以上前になりますけれども、2年間ほどこの理事をしておったことがございます。そのNPO法人、代表監査に就いて大山王国と略させていただきますけれども、大山王国にこの8年間で8,500万円、大山町は観光PR等の事業を委託しております。大山町は8,500万のお金をこのNPO大山王国に支払っているわけですがけれども、大山町側で発注するほうの責任者がずっと同じ人物、大山町の幹部職員がずっと発注に携わっていた。この大山町の職員が、NPO法人の大山王国の理事でもあり、この8,500万円の事業の支出といいますか執行にほとんどかかわっていたと。要は1人の職員が8,500万円の事業を出し、それを自分で受け、事業をしていたと。で、その8,500万の事業の中で、きちんと町の委託内容どおりの事業がされていればまだいいわけですがけれども、ひょっとしたらその中に公金の、大山町から支払われたお金の不正使用があったのではないかと。その当該職員の私的流用があったのではないかとされるのが新聞報道の要は内容であり、一番の問題点であるというふうに私は認識しておるわけですがけれども、こういった整理の仕方間違い

ないでしょうか、監査委員さんの御指摘というか、見解をお尋ねいたします。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） ただいま近藤議員から質問がございましたけれども、私どものほうとしては、大山町が大山王国と契約した内容について監査をしてほしいということで町長から要請がございました。契約ということには、当然当事者、大山町と大山王国というふうな形になるわけでございますけれども、そういった当事者が新聞報道で言われるように、大山王国を偽装した取引とかなんとかいう新聞報道がされましたけれども、果たしてそういった当事者が大山町と大山王国であったのかどうか、まずこういった点からも監査しております。

それと、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、職員と理事が同一人物でなかろうかといったところで、職員と理事が兼務できるのかどうかといったことも、それは監査の対象とさせてもらっております。それから、受託業務8,000幾らとおっしゃいましたけれども、そういったその事業を行うに当たって、大山町職員としての職務なのか、あるいは大山王国の理事としての職務としての仕事なのかといったことも、当然その監査の対象としておりますし、仮にそれが夜だけやっているのであれば問題ないんでしょうけれども、昼間もやっているというのであれば、当然その職務専念義務といった問題も発生してきますので、そういった点も含めて監査をしているところでございます。

それから、当然契約ということでございますので、契約するには随意契約とか一般競争入札とか、そういった契約方法があるわけですが、そういった契約方法が適切に行われているかどうかといったことも当然監査の対象にはしておりますし、それから今度契約したからには支払いという面がございまして、支払いのほうも1回で払っているのか、分割で払っているのか、そういった点も適正に行われているのかどうか。それと、それが終わった後は、実績報告というのがございまして、その実績報告もきちとなされているかどうかといった点も監査の対象としておりますし、それから次に、報告が終わりましたら、今度は検査という段階になってきます。そうすると、検査調書がつくられるわけですが、それが適切な検査が行われているかどうかといったことも、当然監査の対象としております。

それから、新聞報道でいろいろたわれておりますし、先ほどの近藤議員からも質問がございましたけれども、私的流用があったのではなかろうかといった点につきましては、監査の権限の問題がありますけれども、そういったところもわかる範囲内で当然監査の対象にはさせてもらっているところでございます。ただ、今、監査中ですので、それがどういうふうなことになるのかというのは、私と西山監査委員と合議をしながら、今、協議中でございますし、それは合議結果がまとまりましたら、それを報告書に取りまとめて報告すると、そういった流れになっております。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 重ね重ね丁寧な御回答をありがとうございます。

代表監査におかれましては、非常勤な立場で、御自身お仕事を持っておられる中で、今回、監査も今回の件、通常の監査とは別に今回の件していただいておりますので、お手間かけているというふうにも思うわけですが、監査の基本的な考え方を今おっしゃっていただいたと思います。ただ、住民が、あるいは我々議員が一番関心を持っているところは、今回の案件に係って私的流用があったのかなかったのか、やはりここが一番気になるところです。

きょう、一般質問で西尾議員が、その疑惑が言われている職員を指して、非常に好きな職員だというふうに言われましたし、私自身、新聞で書いてある、その本人の私的流用はなかったという言葉は信じたいと思っておりますが、やはり議員としての職責上、本当にあったのかなかったのか、本人の言葉だけでなく、しっかりと調査した上で、事実がどうだったのかということをはっきりと明らかにしなければ住民は納得しない、そういう問題だと思っております。

それぐらい重要な案件だと思っているわけですが、わかる範囲で私的流用があったかないかも調査したいということではありましたが、いただいております答弁の中を見ますと、大山王国は本来、監査の対象ではないから踏み込むところにも限界があるという形で、少し及び腰になっているようなふうにも聞こえるわけですし、本当に議員に対して、住民に対して私的流用があったのか、なかったのか、きちんとした責任を持った調査をしていただいておりますのかどうか、再度ちょっと代表監査の御見解を伺いたいと思っております。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 冒頭説明させていただきましたけれども、業務委託という問題につきましても、相手があることで、例えばその大山町なり、大山町が別の業者と業務委託したときに、その業務委託先の内部の問題についてその監査できるかどうかといったときに、その例えば1,000万で発注した事業が、できましたといったときに、その検査が終了したといったときに、果たして相手の帳簿なりとかなんとかを大山町自体が監査できるのかどうかといった問題がありますし、それで地方自治法でもそういったところまでは監査は及ばないというたわれております。ただし、補助金とか、そういったものを出している財政的援助、そういったものについては、補助金が適切に使われているかどうかというのは、それは当然監査の対象になって、前回も、例えば大山めぐみの里公社とかは私のほうで監査をさせていただいたところでございます。ただ、その業務委託先というのは、そういったところも成果が上がれば、それで検査が終わってオーケーというふうな立場であるので、なかなか監査できないし、監査仮にしたとしても、拒否されたときに、そういったときでどういった根拠条文があるのかと言われても、

根拠条文を持って監査できるわけではないと。

ただ、今回の場合、契約書に、証憑書類をいつでも調査できるという契約条項があったわけですので、それをよりどころにして今、監査をしているわけでございます。ただ、相手方のほうにも帳簿の保存年数とかもあるでしょうし、いろんな証憑書類がなくなったという答弁があったときに、それ以上は踏み込めないといったところでございます。ですから、わかる範囲内での証憑書類の中で監査を進めているといった状況でございます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 繰り返し申し上げますけれども、今回、一体どういうことがあったのか、町長みずからの口から説明があったことは、ただの一度もありません。で、我々が聞いたのは、監査委員さんに全て任せると。要は自分たちが調査した結果では信用されないかもしれないから、第三者的に監査委員さんに調査をお願いしたというような説明を受けています。当然、我々は、先ほど申し上げました私的流用があったのかないのかということも含めて、監査委員さんが説明してくださるのかなというふうにも思ったりもしていたわけですが、やはり今の制度ではひょっとしたら限界があるかもしれないというようなお答えではありました。

本来であれば、監査委員さんの監査は監査としてお願いしながら、やはり職員が起こした問題ですから、役場が内部で、町長みずから陣頭指揮をとって、一体何があったのか、どういうことが問題であって、何がいけなかったのか、みずから進んで明らかにすべき問題であったはず。それをせずにおって、監査委員さんをお願いしてある、ある意味丸投げですよ。丸投げしておいて、監査委員さんには立場的に限界はある、限界もある中で、あるいは限界があるのを知っていて丸投げしたのか、そういうふうなまで思わざるを得ません。

町長は、行政の説明責任をどう考えているのかということ、本当は町長に聞いたかったんですけども、大山町議会の内部ルールといいますか、同じ項目で質問できるのは2人までということで、私は町長の説明責任ということは、今回の事件に端を発しているかもしれないけれども、やはり説明責任として町長が答えるべき問題だと思って質問を出したんですけども、この件、実際には4番目になるんですけども、3番目移行は認められないということで、近藤の一般質問は、町長への一般質問は認めていただけなくて、関連で伺いしようと思っていた監査委員さんにお聞きせざるを得ないような状況になっているわけです。重ね重ね申し上げたいのは、住民も本当に今回、関心を持っています。ましてや、町長がみずから明らかにすべきところを明らかにされない、監査委員さんに任せてあるということしか言われなわけですから、ある意味通常の監査よりも監査委員さんの責任は重いと思うわけですね。住民の多くが、一体事実はどこなのかということに関心を持っているということの重みについて、もう一度ちょっと御見

解をいただけませんか。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 住民の皆さんが今回の件に非常に関心を持たれているということは十分に理解しております。そういった面で、私のできる限りのことの範囲内でしかできませんけれども、事実関係を調べて報告書に取りまとめていきたいというふうに考えております。ただ、限界があるということも御理解願いたいと思います。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 限界があるんだと思います。ぜひ、ここから先はちょっと難しいというところも、今回あるいは調査報告の時点で、ここまでは自分の権限で踏み込めたけれども、ここから先は手つかずだったとかいったこともね、わかるようになってきたら説明していただきたいなというふうに思っています。何せ、本来は自主的に、もう1カ月以上たっているわけですから、職員が何人もおるわけですから、内部で調べればもっと早く概要を、せめて概要ぐらいは説明できるぐらい明らかになっていなければならぬのに、いまだに明らかになっていないということに、本当に我々は不信感を持っているんですよ。

で、何があったか全く説明もないにもかかわらず、昨日、NPO法人大山王国からの弁明書だけはぼんと手渡されたわけですね、町長宛てに来た大山王国の弁明書を議長経由で配付された。これまで我々が何の説明もなかったのに、なぜ、ある意味片側、疑惑が疑われている側の弁明書だけを議会の一般質問に合わせて渡されるのか、非常に不自然だというふうに私は感じました。

まして、午前中、米本議員が、大山王国と町長、何かぐるで隠しとるんじゃないかみたいなことを発言されたときに、町長は、反問権と言われて、名誉毀損に当たるんじゃないか、どう思っているんかと、半ば恫喝するようなことを言っておられるわけですね。

冒頭言いましたように、8,500万の公金の使途が適切に使われているかどうか問われている問題です。まして、大山王国、自分で認めているように、大山町から8,500万の収入を得ておきながら、これを一切収入として上げていない、税務申告していない。うっかり忘れてましたでは済まない金額です、8,500万円。所得隠しと言われても仕方がないことをしている大山王国に対して、必要以上にかばれるのは一体何なのか。私は何か大山王国によっぽど森田町長は借りがあるのかなと思ってしまうぐらい、不自然に感じます。（「議長」と呼ぶ者あり）本来であれば……（「名誉毀損で訴えます」と呼ぶ者あり）もう一度、今、何ておっしゃいました、町長。名誉毀損で訴える。（「ひとり言です」と呼ぶ者あり）どうぞ、訴えるなら訴えてください。正々堂々と私は言論で勝負したいと思います。

それぐらい今回不自然なケースが多いんです。ささいなことかもしれませんが、

監査委員さんがきょう座っておられる場所も何か不自然です。本来、そこは町長の部下の説明員が座る場所です。前のほうでもよかったじゃないですか、教育長の横でもよかったじゃないですか。住民はそういうところも見てます。私は、代表監査とそんなにそんなに親しくお話したことがあるわけでもありませんけれども、しっかりした見識のある方だというふうに思っておりますし、そのように信じておりますけれども、何か町長の後ろに座っておられるのを、住民が一体この絵をどういうふうに見ておられるかなというのをすごく気になります。もう、かくもいろいろと住民の疑念を抱くことが多い案件でございます。

○議長（野口 俊明君） ちょっと一言だけ。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。

○議長（野口 俊明君） この席をセットしたのは事務局でございます。執行部から言われてしていませんので、ひとつそこら辺はきちんと言っておきます。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。

○議長（野口 俊明君） はい、続けてください。

○議員（10番 近藤 大介君） 事務局だとしてもです。事務局がそういう席をつくったということに誰も不自然だと思わなかった、そのことを私はね、おかしいと思う。事務局も気がつかなかったのもおかしいかもしれんし、誰も何で監査委員さんがそこなのと誰も言わなかったことが本当に私はおかしいと思う。監査委員さん、多分、心の中では、えっと思われたと思いますわ。多分、御自分で言われなかっただけだと思います。まあそんなように、本当に監査委員さん、特に代表監査、できる限りのことをしていただくおつもりだとは思っておるわけですがけれども、つつい住民は大丈夫かなというふうに心配して見る部分もあります。町長からこういう方向でまとめてごせよみたいな圧力はありませんね、確認したいと思います。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 近藤議員の質問にお答えします。

朝来ましたら、ここの席に座ってくれといったことで、ここの席に座らせていただきました。私はどこの席に座っていようがもう全然構いませんし、仕事をやることはやるという立場でございますので、全くこの席で困るとか、住民の人がどう思われるかというふうなことは、一切そんなことは考えておりません。

それから、監査報告については、私と西山議員と合議で監査方針を打ち出してやるので、監査を要請された町長からのお言葉とかは一切聞いておりませんし、そういった、こういった方向で取りまとめてくれといったことも要請は受けておりません。ですから、やるべきことはやって、西山議員と二人で調査報告書を取りまとめると、そういった立場で今、仕事をしているところでございます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。ありがとうございます。

もう1点、今回町の幹部職員の疑惑が問題になっているわけですが、本当に私は役場の中では、本当に一生懸命仕事をしておられる方だなと尊敬しながら見ておりました。ある意味仕事への熱意が行き過ぎた部分が今回あったのかなとは思いますが、ただ、その職員ばかりではない、私はね、今回本当に町長の責任が重いと思いますよ。片方で、もう何年も、大方10年そういう観光行政の中心として固定化しておき、今回のNPOの事業もその方がずうっとある意味発注の権限を握っていた。片方で理事として、大山王国の理事としてその事業を受注する立場にあった。誰がどう見ても不自然ですよ。でも、不自然だけでも、今は彼にやらしてもらおうということもあったから黙認してあったわけだと思います。であればこそ、いつこういう疑念が抱かれてもおかしくなかったわけです。当然に毎年毎年、経理はきちんとできているか、ちゃんとチェックの目を光らせておかなければならなかったし、だからこそ通常の業務委託契約ではあり得ない証憑書類までちゃんと年度末には出さないけん。町が帳簿出してみいと言われたらいつでもチェックできるように、きちんと帳簿をしっかりとしとかにゃいけんというような契約になっておるわけです。

ところが今回、それがちゃんとできてなかったということですね、こういう問題になったということは。それだけ不正が起こりやすい状態を何年も放置してきたことのやはり町長の責任は、私は重いと思います。今回、大山王国と大山町との契約について監査を代表監査にもしていただいているわけですが、その監査の中で、そういったある意味執行体制の不備、問題点、そこに町長以下、幹部職員はどうかかわっていたのかということも、きちんとやはり取り上げて、実態がどうだったのかということも明らかにしていただく必要があると思うわけですが、再度そのあたりの考え方について代表監査のお考えを聞きたいと思います。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） ただいま監査を実施しているわけですが、その契約に当たってどういうふうな形で決められたのか、そういったときに決裁はどこまで行われたのかとか、それから随意契約であると、指名審査委員会でどういう議論が行われたのかとか、そういったことも含めて監査をしているところでございます。それから、実績報告についても、どこまで決裁が上がっているのかと。その立ち会った職員は誰なのかといった点も含めて監査をしているところでございます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） そのことについてもう少し踏み込んでお尋ねしたいわけですが、今回、事実確認とか、何があったかについて、町長以下、みずから説明す

ることを放棄して、全部監査委員さんお願いしますって言われているわけです。その中で、さっきも言いましたように、私は町長の責任、このような不正といいますか過失が起りやすいことを放置していたことの町長の責任は重いとは私は思っているわけですが、代表監査として結局チェック体制が不十分だったとかいうことの指摘はあるのかもしれませんが、誰にどういう責任があったというところまで踏み込まれるんでしょうか、それともそういったどこに責任があるかというところまでは踏み込まれないんでしょうか、どうなんでしょう、その辺は。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 監査については、私独断で決めるわけではございません、報告書についてはですね。それは西山監査委員と合議の上で決めるわけでございます。ですから、今の段階で私の個人的な意見でお答えするわけにはいきません。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 問題が起こってから本当に一月半もたつのに、何があったのかいまだにわからないということで、繰り返しますが、議員も町民も不満に思っていますし、不安に思っています。同じように職員の皆さんも何とも言えない気持ちで日々仕事をしておられるんじゃないでしょうか。

聞くとところによりますと、問題のあったとされる管理職の方と、なかったと思いたいですけれども、私的流用があったかもしれないとされる職員と町長は、最近も一緒に県外出張行かれたりしておるそうです。もう普通に、場合によっては処分が課されるであろう職員が何の処分も決まらないまま勤務を続け、なおかつ一緒に町長と県外出張に行ったりしていると。これは一体どういうことなのかと。もし当該職員に不正があったとするのであれば、そういう職員と一緒に今も仕事を続けているということは大きな問題だと思いますし、また、いや、実際は彼はそんなに悪くないんだという、みんなが真実に信じるに足る確たる証拠があるのであれば、何でそんなに新聞で言われているような後ろ暗いことはないんだと、だから自分は彼と一緒に出張に行くんだと言える根拠を示していただければいいのに、それもしないまま一体何なんだと。町長は、その職員が無実であるという証拠をしっかりと持っているのか。それとも処分を課されない自信、もみ消しできるような自信があるからそういうことができるのか。心配している職員も、私は心配します。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 休憩します。

午後 3 時 2 3 分休憩

午後 3 時 2 5 分再開

- 議長（野口 俊明君） 再開します。
- 議員（10番 近藤 大介君） 疑惑が何も解明されないまま職員は今も普通に勤務を続けていると、そのことは監査委員も聞き及んでおられるのでしょうか、お尋ねします。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 私が今やっているのは、大山町と大山王国との間の業務委託に関することの監査を委託されておりますので、そういったことについては監査対象とはしておりません。以上です。
- 議員（10番 近藤 大介君） はい。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） そういう、あるいは不正行為があったかもしれない職員が今も勤務を続けているということについて、問題があるなというふうには代表監査、監査委員の立場としてはお考えになりませんか。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 先ほど答弁しましたように、今、私がやっている仕事というのは、大山町と大山王国の間の業務委託契約の問題のものです。ですから、当該職員が現在も仕事をしているかどうかというのは、監査対象ではございません。以上です。
- 議員（10番 近藤 大介君） はい。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 最後にもう一度、確認の質問をしたいと思います。大山王国に大山町が発注した事業は、延べ8,500万あります。これは、本当に大山町の観光PRのために適切に使われたかどうか、一件一件監査をしていただけるということでしょうか。あわせて、膨大な量だと思います。一応年内には一定の報告というふうに聞いておりますけれども、本当に年内でそういった細かい調査が完了するのか、再度お尋ねしたいと思います。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 大山町が大山王国に発注した事業委託につきましては、18年度から発注しております。ですから、18年度、それから中、二、三年飛びまして、次は21年度から28年度までずっと発注しているわけですが、その各発注事業の契約関係については、今、一件一件監査をしているところでございます。そういった中で、あと報告関係、それから出された証憑書類を監査しているところでございます。以上です。
- 議員（10番 近藤 大介君） 年内にしていだけると。

はい、終わります。

○議長（野口 俊明君） そういたしますと、ここで休憩いたします。再開は15時40分といたします。休憩します。

午後3時31分休憩

午後3時41分再開

○議長（野口 俊明君） 再開します。

次の通告順、13番、加藤議員より一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出されましたため、会議規則第61条第4項の規定に基づき、加藤議員の一般質問は行いません。

次、2番、大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） はい。そうしますと、最後になりました。皆さん、お疲れの中だと思えますけども、おつき合い願います。

本日は、3問用意しております。項目がたくさんありますので、スピーディーにいきなというふうには思っております。

まず、第1問です。我が町の基幹産業の農業政策について、まずここで、1問目で聞きます。

昨年からTPPの問題あるいは農協改革、あるいは今、農業委員会の改革のことも議論になっております。次々と農業問題、国レベルの話ですけども、次々議論になっております。TPPの行方は不透明になってきましたけれども、このことについてもまたいずれ議論したいなというふうには思っております。きょうは、もうちょっと身近なところで農業問題について考えてみたいなというふうには思っております。

そうしますと、質問を読み上げます。農業政策の過去5年間の現状と今後について。1つ、後継者育成と配偶者対策は。2、老朽化水路施設の対策は。また、畑かん整備の今後は。3番、農耕畜連携の堆肥センターの今後は。4番、米の新品種きぬむすめと飼料米拡大対策を考えてみないか。以上、4点、お願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大原議員より3点の質問をいただいております中での1点目で、農業政策の過去5年間の現状と今後についてということについて、お答えをさせていただきます。

5年間ということで、たくさんの施策等々進めているわけでありましてけども、その中で重立ったところの点ということで御理解をお願いを申し上げたいと思います。

まず、後継者育成と配偶者対策と、この件についてでありますけれども、平成24年

から今年度までの5年間で、新規就農者としての就農認定を受け、営農を開始した方が12名ございます。また、来年に就農を予定されている方が6人、6名ございます。就農認定を受けたほとんどの新規就農者は、大山町の特産品でありますところのブロッコリーや白ネギを主体に就農され、青年就農給付金や就農応援交付金事業の給付事業や、就農条件整備事業等の農業機械導入事業を活用して営農されているところであります。新規就農関係事業の活用は、就農認定後5年以内に限られますけれども、その後に認定農業者を取得した方や、法人化をされた方も出てきておりまして、順調に大山町の農業担い手育成が進んでいるものと考えているところであります。

また、平成26年度から親元就農促進支援交付金事業が創設をされ、本年度までの事業活用者は19名になる予定でございます。認定農業者等の経営基盤を持った親から、研修者である後継者への経営継承も進んでいくと考えているところであります。

今後も農業の後継者育成につきまして、各種事業を活用しながら取り組んでまいりたいと存じます。

次に、配偶者対策でありますけれども、大山町では、団体などが婚活イベントを実施した際の経費を支援する制度がございます。現在、就農者を限定とした婚活イベントは開催されておりませんが、誰でも参加可能な婚活イベントは開催されておりますので、ぜひ就農者の皆様にも参加をしていただけたらと思うところであります。

昨年は、大山町内で5件の婚活イベントが実施されており、御結婚に至るというケースも伺っております。今後は農業関係団体等が就農者を限定した婚活イベントを企画立案していただくよう、関係機関へ働きかけていきたいと存じます。

2点目の老朽化水路施設対策、また畑かん整備の今後はということについてであります。

初めに、老朽化水路施設対策であります。現在、国の補助事業である多面的機能・中山間事業・農地耕作条件改善事業、また、県の補助事業でありますしっかり守る交付金事業などを活用していただき、受益関係者の皆さんで施設の修繕等維持管理を行っていただいているところでありまして、引き続き有利な補助事業等を活用しまして、施設の更新や改良事業を進めてまいりたいと思います。

畑かん整備につきましては、県営事業として鳥取県で実施していただいているところでありますけれども、近年は国を含め、町の予算においても多額を要し、難しい状況下にあり、当初計画よりおこなわれているところでありますけれども、畑作での安定営農には必要な施設であると十分認識しておりますので、引き続き予算の確保を図りながら、早期の事業完了を目指したいと考えているところであります。

3点目の農耕畜連携の堆肥センターの今後についてであります。農耕畜連携の推進を図るため、町が、全農より名和畜産センターの堆肥舎を借り受け、施設の委託管理を受けた山内畜産さんのほうで堆肥の生産、運搬及び散布を行っていただいております。当初は年500トンの散布を目標といたしておりましたが、平成27年度の散布

実績は594トン、平成28年度は、10月までの実績でありますけれども、既に490トンとなっているところであります。

農業の基本であります土づくり、これをテーマに、今後も農耕畜連携を推進し、良質な堆肥の生産、利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

4点目の米の新品種きぬむすめと飼料米拡大対策を考えてみないかについてでございます。

本町における平成28年産きぬむすめの作付面積は232ヘクタールで、主食用米シェアの24.6%となっております。これは、わせ品種であるコシヒカリ、ひとめぼれと作期分散をした結果でございまして、主食用米の作付面積が年々減少している中であって、平成29年産は微増となる240ヘクタールを計画しているところであります。

鳥取県でもきぬむすめを奨励品種として掲げ、今後も作付面積は伸びていくものと思われまので、本町としてもこの動向を見守りたいと考えております。

また、飼料用米につきましては、平成28年産が152ヘクタールと、近年は作付面積が固定してきている状況にあります。面積拡大につきましては、販売先の確保や品種の選定、受け入れ体制の問題もあり、JA鳥取西部としても現状維持を考えておられるようでございます。

今後は、平成30年問題、これを考える中で、水田のフル活用を行いながら需要に応じた米の生産が円滑に行えるよう、関係機関には要望してまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） そうしますと、4つの項目がそれぞれ関連性が少ないものですから、順番に1つずつ関連質問をしていきたいなというふうに思っております。

そうしますと、最初にですね、後継者育成と配偶者対策はということで追加質問をしたいと思っております。

後継者対策はですね、森田町長が県のほうに進言して始まりました親元就農も、先ほどの答弁にあったように順調に数はふやしてきております。私、いつも言いますが、後継者対策というのはですね、やはり最後、配偶者を獲得してですね、完結する事業じゃないかというふうに思っております。ここで一緒に配偶者対策のことも前回取り上げたときにも言いましたが、私も農業士会のほうに参画してございまして、少人数の出会いの会はですね、何回かしたことがあります。でも、なかなか公といいますか、公募をかけて集めて婚活をするところまでは現行っておりません。私の努力不足も一つはあると思っております。ぜひとも農業後継者の門戸を一番開いている大山町がですね、他町に先駆けて、やはり農業関係、農業後継者に特化した婚活イベントができないかなというふうに思っております。当然県のほうにも、もうちょっと、単町では難しいので、

東・中・西でもいいですからやっってくださいということは事あるごとに話ししておりますけども、なかなかこの2年、3年実現していないのが実情でありまして、ぜひとも他町もやっておりますので、ぜひとも大山町のほうでやりたいなというふうに思います。町長に一言今後の予定なり意欲がありましたら、御答弁願います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。後継者の配偶者問題ということは、農業に限らず、今の大きな課題というぐあいに認識をいたしておりまして、町内の中でもかかわっていただいている方々にお世話になりながら、その取り組みをしている経過があります。

で、農業ということですね、限っていくのがいいのかなというぐあいに思いますけれども、いろいろとこう取り組みをされている中で、婚活イベントという表現での取り組みの時代ではもうないのではないかなという声も出てきております。逆にそういった思いはあるかもしれませんが、そういった農業体験であったりとか、いろいろなことにかかわっていただく中でのつながりが、興味のある方々に集っていただいて、そこから芽生えていくような展開があれば、ある面、自然的なところもあるんじゃないかなということもあったりしておりますし、あわせていろいろな実績といいますか、経過を見ると、多く集まれる機会の中でこそ逆に出会いのカップリングが高いというようなことも聞いたりしておりますので、そういう意味合いからすると、町がということよりも、鳥取県西部、県の西部のほうの総合事務所もあったりしますので、そういったところとの連携の中から広げていく展開のほうが、かえていろいろな形でいくんじゃないかなと思っておりますので、ここにも述べさせていただきましたように、関係機関のほうへ働きかけていかせてもらいたいなというのが思いであります。以上であります。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） そうしますと、2番目の老朽化水路の対策あるいは畑かん整備の今後はということで、先ほど答弁いただきました。

答弁の中にもありましたけども、なるほど中山間や多面的機能あるいはしっかり守るなど、事業はたくさんメニューとしてはあるんですけども、結局もう老朽化してきた水路が10年ぐらい前から講習会を開いてもらいまして、目締めをしたりして応急の対策はずっとやってきました。で、ここ二、三年ぐらいからは、大雨が降ったということも一つは原因しとるかもしれませんが、応急の処置では対応できないような、金額でいえば200万、300万は必要となるような事業を思いつかざるを得ん場面がうちの部落でも出てきました。そうしますと、複数年事業でこなしていくという格好になりますんで、その中山間とか環境保全のほうに大きな事業をしますと、皆さんに分配する、分配といいますか、管理費として分配するお金が相対的には減っていく格好になります。

TPPのこともありまして、老朽化した農業施設は随時更新するということでありますので、今の事業がすぐにはなくならないと思いますし、継続していくとは思いますが、これからも、これから若い後継者あるいは部落で集約して大規模でやろうという人たちが、やっぱり面積つくったほどは負担がたかさん来ますので、そういう人の意欲をそぐといえますか、負担がしわ寄せがたって集約することを戸惑やへんかなという心配がありまして、今の段階ではこの事業が今後も切れ目なく続いていっていただきたいなというふうには思っております。

今後の予定といたしますか、は先ほど聞きましたので、済みません、続けて、3番のほうに続けて行かせてもらいます。

農耕畜連携の堆肥センターが2年目になっております。いろいろ利用された方からの話も聞くわけですが、答弁の中にはありませんでしたが、どういう、恐らく野菜関係、ブロッコリー、ネギの方に配ったといたしますか、要望があって散布されたと思いますが、その中でどうですか、堆肥を入れたことによっていいものがあった、あるいはこういう場合にはちょっと窒素過多でできが悪かったとか、そういう声は農林課のほうには来ておりませんか、まず聞きます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。現場の状況でありますので、担当のほうから答えさせていただきます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 堆肥を使っていただいて、その結果、作物等がどうだったかということでございますけれども、まずはブロッコリーのほうでは、一昨年、その前から試験的にも使っていただきました。ブロッコリーについては、やはりその堆肥の影響で肥料計算等もしながらということもあるようでして、そういった意味でブロッコリーについては慎重にということで、試験的に2年間やっていただいた後に、今、本格的に活用というところでございます。

その中で、堆肥は、基本は牛の、乳牛が主体ですが、鶏ふんも入っております。そういったことで、かなり窒素のほうが多いということはあろうかと思っておりますけれども、今のところで窒素過多とか、そういったところの話は聞いてないところでございます。ネギについても、その辺については問題ないということで聞いておりますので、今後も良質な堆肥をつくっていただくということが、本当に今後、これ以上に使っていただくためには必要なことかなというふうには思っているところでございます。以上です。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） 取り立てて害は出てないようです。それで、今後の方向

性としては、野菜関係だけなんではないでしょうか。できる量が飛躍的に倍も3倍も堆肥ができるということではないので、当面は野菜中心かもしれませんが、大山町全体を考えたときには、やはり家畜を飼う農家が減った分、やっぱり水田地帯もかなり地力としては落ちておると思いますので、野菜のような園芸作物のように何年かに一遍という、そのやり方から見ると、稲をつくる水田としてはもうちょっと間隔広く、五、六年に一遍ぐらいでいいのかなとは思いますが、やはり余力が出てくれば稲作水田にも少しずつ回すような格好に考えていかないといけないと思いますが、今後の見通しをお聞かせください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 後で担当のほうからももう少し述べさせていただきますけれども、この取り組みをさせていただいた経過は、香取のほうの大規模酪農農家のほうで、特に冬の期間を中心として非常に困っておられるという情報が入ったりして、これをやはり町内のほうで還元をさせていただいて、有効に活用できたらなというところからスタートさせていただいた取り組みであります。あわせて、そういう意味合いでありますので、数の、生産量の限定というのはやっぱり限りはあります。その経過の中で、農協のほうを窓口にして取りまとめをしていただいで、その中での利用というのが今の現状でございます。その辺のところを担当のほうからも答えさせていただきます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、注文については農協さんのほうで取りまとめをしておられます。皆さんがまだPR不足なのか、ブロッコリーとかネギしか使えないものみたいな雰囲気ちょっと農家の皆さんも思っておられるようでございますけれども、そういったことではございませんで、どういったものであっても農協のほうに注文をしていただければ、配達をして散布をしていただけるというシステムになっております。

それで、量のことはございましたけれども、今の量は、とりあえず年間このぐらいでというところでスタートした部分で、特にブロッコリー、ネギしか今使っておられないということがあって、生産される側も余りたくさんつくってしまっても在庫ということになれば非常にまた後の処分が大変になるということもございますけれども、先が見えてくるのであれば、もう少しこの量が今の倍以上のものもつくれる能力としてはございますし、供給のほうも確保はできるかと思っております。そういった意味で、今はブロッコリー、ネギが主体で使っておられますけれども、米等についてもどんどん使っていただければということ考えているところでございます。以上です。

○議員（2番 大原 広己君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広己君。

○議員（2番 大原 広巳君） もう一つ気になることがあります。冬が渡り鳥の季節になってきまして、鳥インフルエンザが全国的に流行しております。ある方が、堆肥をつくる過程で鶏ふんも利用しておるということで、鳥インフルエンザの心配はないよねということを聞かれる方がありました。きょう質問項目に出しておりませんので答えられるかどうかわかりませんが、ある意味、町内に堆肥を広げておるわけですね、もしそういう伝染病といいますか、今言えるのは鳥インフルエンザの関係かなというふうには思いますけど、そういう心配は今のところはないわけですね。何か対策か何かは考えておられますでしょうか。わかれば教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 鳥インフルについても正しい知識が必要かなというぐあいに思いますが、担当のほうから述べさせていただきます。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） ことしも全国的に鳥インフルが発生をいたしました。県内でも野鳥から検出されたということがございまして、またその対策については県が主体的に取り組んでいるところでございます。

議員が言われるように、仮に鶏舎で発生をしたとなった場合には、そこで出るものについて、当分、鳥についてはもう殺処分ということで処分をいたしますし、そういった出るものについては消毒等ということで外には出していないという対応をされますので、普通今使っておられる分については、堆肥の水分調整のために鶏ふんを入れられて、それから発酵をしていくということで入れておられますので、その部分については、今の状況では大丈夫、発生をしてない状況のものを使っておるということですので、とにかく発生をいたしましたら、そういったものが流通段階ではきちんと消毒等で処分されたものが出るということになりますので、それについては大丈夫だというふうに認識しております。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） じゃ、心配ないということで、どんどん進めていただきたいなというふうに思います。

そうしますと、4番目に、きぬむすめと飼料米のことでお聞きしました。

きぬむすめ、旧大山町を中心ですけれども、ひとめぼれとかコシヒカリのわせ品種が、皆さん御承知のように、近年、夏猛暑が続いて、どうしてもできが余りよくないということと、つくっておられる方が、そろそろ違ったもんが作りたいたいというニーズも相まって、きぬむすめ、今までもいろんな品種が出てきましたけども、きぬむすめもこの2年、3年ふえております。

それで、転作の割り当てが来年度の29年度で廃止といたしますか、直接国からの割り当てというやり方はなくなるということで、みんなが、つくっている生産者が、来年はいいんだけど、再来年はどうなるという不安を抱えている中で、飼料米もつくれば、つくったその引き取り先が確保できないと、今の倍も3倍ももちろんつくれませんし、国の補助もいつまで続くかということもわかりません。農協としても、いわゆるうるち米といたしますか、主食米の冠たる品種が欲しいということの流れの中できぬむすめが出てきました。

きぬむすめ、食べてみますと、コシヒカリと比べてみればもちろん、コシヒカリのほうが同じ条件でつくればおいしいんでしょうけども、冷めてもそこそこ食べれますし、つくる側にとっても、倒伏しにくいし、収量も平均すれば10俵以上とれますし、1等米比率もコシヒカリよりははるかに高いです。総合的に見て、これ定着していく品種ではないかなというふうに思います。それで賞をとったきぬむすめは、他町のはまたいろんなつくり方をされてます。で、大山町は、稲作研究会が一生懸命栽培の確立、栽培方法の確立に今、一生懸命取り組んでおられます。ぜひともこのきぬむすめが大山町に定着したらいいなというふうに思います。

具体的に何か助成をしてくれということを直接言われる方はないですけども、何かこう、じゃあつくってみようかと思えるような何か方策を考えてもらえたらなというふうに思いますが、町長の考えをちょっと聞かせてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 米価の、米づくりの関係で、特に平成30年問題というのは大きな課題であります。行政としては、何ともしがたい問題であるというふうに私は感じておまして、特に主たる販売先でありますJAさんあたりが、本当に30年問題を的確に捉えながら、対応していかれる必要性を強く感じております。

飼料米の、今は現在、主食用米のニーズがあるということの中で、飼料用米の力が少し入れるほうが減ってきているということはありますけれども、30年移行、本当にどういう動向になるのかわかりませんし、主食用米とあわせて、飼料用米の制度自体を本当にどうなんだろうかという心配も全国的にもございます。そういった農業政策の中の事業の継続性の要望活動をしながら、30年問題に取り組んでいく必要性があるというふうに思っています。そうした団体のほうからいろいろな提案をいただく中で、行政としては動いていくことになるんじゃないかなと思っていますけども、逆にこちらのほうから、経験いろいろありますのでボールを投げさせてもらってはおりますけども、少反応が鈍いというのを私自身は個人的に感じています。今は主食用米の、先ほどありましたようなひとめぼれをも含めてどんな生産計画でいこうかということ、どっちかというを持っておられるんじゃないかなと思っています。平成30年問題は、本当に重要な課題です。たくさん生産される方々は不安を持っておられるのではないかなというふう

に思うところであります。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） はい。時間がなくなりますので、2番の農業機械の事故防止についてということで、次に移りたいと思います。

前説を長くしていると答えれなくなりますけん、簡単に言います。最近、山陰道ができてもう2年ほどたちますけども、皆さん走られて思われますように、70キロという数字がですね、速度制限の数字じゃなくて、70キロ以下では走れませんよみたいなぐらい、皆さんが80キロ、90キロであの山陰道を駆けっっておられます。それで、そういう前より高速運転になれた方がふえたせいだと思いますけども、幹線道路も結構60キロを超すようなスピードで皆さん、走られています。

きょう、2番目に農業機械の事故防止についてということで上げております。何でそういうことを言いますかといいますと、やはり農地が集約化が進んで、自分の家の周りほどで当然完結しません。自分の農地に行くのにどうしても幹線道路、いわゆる公道を走るかあるいは横切らないと現場に行けないということがふえてきました。それで、こつし町内でトラクターに絡む人身事故もありました。これから先も、開山1300年を前にしてありまして、県外車がふえることが予想されます。それから、春から秋のシーズンのいいときには、当然オートバイとか自転車とかも公道をびゅんびゅん走るようになります。こつし町内でそういう事故があったということもありますけども、農協とか農業委員会などは事故防止にということで啓蒙はしておりますけども、やはりもうちょっと手だてが必要じゃないかなというふうに思ひまして、きょう質問をしております。

そうしますと、2項目上げております。1つ目、農業機械事故の過去5年間の件数と内容は。2番、トラクターなど公道を走る機械に傷害保険加入を推進しないか。以上、2点でお願いします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 2点目の質問であります農業機械の事故防止について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の農業機械事故の過去5年間の件数と内容についてでありますけれども、町内での過去5年間の農業機械事故につきましては、平成24年に2件、平成28年に2件の、計4件発生しているところであります。まず、平成24年の事故内容は、堆肥舎においてダンプトラックの荷台からのこくずをおろそうとゲートをあけた瞬間、コンパネが落下をしてきて顔にぶつかり、裂傷したもの。それから、車庫からトラクターをバックで出庫中に操作を誤り、80センチ下の道路に転落をして、右足がタイヤの下敷きとなり骨折をしたということでありまして。

平成28年の1件目は、トラクターで水田を耕うん作業中、作業機を上げて旋回中に約2メートル下の水路に機械ごと転落をして、機械の下敷きになり死亡されたものと、県道を右折中のトラクターに後方右側から追い越しをしようとしたオートバイが衝突をして、オートバイが路外の側溝に転落をし、バイクを運転されていた方が亡くなるという事故でございました。

2点目のトラクターなど公道を走る機械に傷害保険を推進をしないかということでありまして、トラクター等小型特殊自動車につきましては、自動車のような自賠責保険への加入義務はありませんので、任意加入となります。また、自動車にあります対人・対物等の任意保険を民間の損害保険会社が保険商品として取り扱っておられます。近年、公道での交通事故も増加しつつあり、重大事故も発生している現状を踏まえれば、議員のお考えのとおり、傷害保険等の加入推進は必要であると感じるところであります。ただ、保険自体が民間の商品になりますので、町が直接的に加入推進していくということではできませんけれども、県や農協あるいは農機具販売店など関係機関と連携をする中で、その必要性を周知していくものであるというふうに考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） そうしますと、ちょっと関連質問をしたいなというふうに思います。

どれぐらいの方が、トラクターあるいはコンバインあるいは運搬車なんかもありますよね、公道を走る車はたくさんあるわけです。どれぐらい入っておられるかなということ民間の保険会社に聞いたわけではありません、これは農協の共済のほうの関係の人に聞いた話ですけども、やはり酪農家の皆さんはかなり大型のトラクターなり運搬車を持っておられますので、大概掛けておられるそうです。ところが、稲作あるいは野菜をつくっておられる方も、酪農家さんほどじゃないですけども、そこそこ大きな機械を持っておられますが、ほとんど掛けておらない方のほうが多いというふうに聞きました。

それで、先ほども言いましたけども、集約が進むに従って当然遠くまで行かなくちゃいけませんし、何というですか、自分の地域外のほうにも頼まれて行くことも、面積される方はふえていきますんで、極端なことを言えば大山の方が名和のほうに行くケースもままあります。それで、ぜひとも行政のほうとしては加入促進ができないかな、民間の商品だから宣伝するぐらいのところかなというふうには話しして思いましたけども、実態を調べてみると、全体としてはですよ、掛けておられん方のほうが多いということです。ですので、もうちょっと行政が何か、最初に入られるときだけでも何がしかの助成金か何かを出せるような方策はないものでしょうかと思ひまして、きょうあれしました。もちろん自動車に比べたら事故の確率は低いわけですけど、2年目、3年目、4年目ってだんだん掛金は安くなっていくわけですけども、最初入るときはトラクターでも、農協

の場合ですけれども、2万円以上かかりますので、そこら辺、何がしかの手当てができませんかなというふうに思います。

それからもう1点、農機という範囲からはちょっと離れるかもしれませんが、今、高齢者の方が交通事故で重大な事故をされる案件が、ここ一、二カ月ふえてきました。報道もたくさん出ております。それで、大山町の場合をちょっと考えてみますと、やはり高齢者の方、もちろん、農業されている方ばかりじゃもちろんありませんけれども、高齢者の足として軽トラックを使っておられます。それで、農業として頻繁に使われる方は当然、強制保険だけじゃなくて任意保険を掛けておられますけれども、自分のうちの田んぼほどしかつくっておられんという高齢者の方なんかは、水を見に行くというときに使われる範囲で、利用頻度が少ないということもあると思いますけれども、かなりこれも任意保険を掛けておられん方がたくさんおられるというふうに聞きました。

軽トラはお年寄りのもちろん足ですので、できる限りは利用されないとももちろん診療所でも農協でも行けませんから、免許の返納までは考えないにしても、乗っておられる軽トラが強制保険だけというのは、近年お年寄りが起こされる事故がまま重大な事故もありますので、トラクターの傷害保険の加入と合わせて、広い意味で軽トラの任意保険の加入も一緒に推進できたらなというふうに思います。これは提案ですけん、考えてみていただけたらなというふうに思いますが、町長、一言お願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 農機具の傷害保険の加入ということについての話かなと思ってはいますけれども、やはり本人さんのことでありますので、まずは本人さんが直接傷害保険に入っていただくということであると思います。それについての周知していただいたり、啓発活動していくということについては、関係機関と連携とりながらということはあると思いますけれども、加入保険に対する額の助成というようなことについては、なかなか難しい問題であるというふうに思っているところであります。

○議員（2番 大原 広巳君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） 残り時間が少なくなってきました。そうしますと、3番のほうの質問に移りたいと思います。

町政の継続性についてということで質問を出しております。

今回の議会も、いろんな問題でいろいろ質問して議論し合ったわけですが、いよいよ森田町政が、また来年の春、区切りを迎えます。この2期8年間を終わって、森田町長としては種をまいたことも、まだまだ実をとるまでには至らない事業をたくさん残しております。来年の春を迎えるに当たって、森田町長の8年間の総括を1問目として聞きたいというふうに思っております。

2番目に、未来づくり10年プランの責任者としての自覚と決意はという、これも総

括と続きまして一括といいますか、つなげた質問になりますので、町長の考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。3点目の町政の継続性についてという質問をいただきました。

初めに、町政の8年の総括をという質問についてでありますけれども、8年間、長い中ですので、お答えをする部分はその中の本当に主たるところということになるかもしれませんが、よろしくお願いしますを申し上げたいと思います。

私自身、新大山町発足以来、議員として4年間近く、新町づくりにかかわらせていただいて、その後に、平成21年から町政に携わらせていただいているところであります。町政を進めるに際し、新町づくりの基本理念であります、人と人、人と自然が心でつながる町を目指す、このことを確認をし、住民にとって一番身近な役場へ、そのためにも現場や住民の視点に軸足を置くという考えのもとで町政を実行してまいりました。

国立公園大山から日本海まで豊富な資源と歴史文化、これを有する大山町でありまして、大山町の将来は、こうした町の財産を生かし、町民の総力で大山の恵みを生かした町づくり、大山恵みの里プランの具現化に積極的に取り組むことが重要と考え、地場産業の強化や育成、また大山や海の観光交流産業化の推進など、産業活性により、人が集まり、地域が元気になり、若者が定住し子供たちのにぎわいが生まれる。そして、子育て支援や教育環境の充実を図り、また、お年寄りのやりがい・生きがい、そうした福祉の充実した町、元気で安心の大山町、そうしたものが着実にできるという思いを持って施策を進めてまいったところであります。

特に、三位一体改革の影響など財政的に厳しい時期でもありましたけれども、政府の経済対策や地方交付税の増加などもあり、農林水産業、保健・福祉・医療を初め、各分野で充実した事業展開が一つ一つ進んできたものと考えているところであります。

特に、質問でも出ておりましたけれども、公共交通ではスマイル大山号の運行、さらには住民参画としては地域自主組織の育成など、さらには施設面で整備としての夕日の丘神田の整備、3園の保育園、拠点保育所の整備や、また保育料無償化の取り組み、さらには移住定住の関係で、移住交流サテライトセンターによる空き家への定住促進や若者向け住宅、分譲住宅、そういったことについても取り組みを進めたところであります。地域自主組織や大山の未来会議、地域おこし協力隊などによるさまざまな地域活動や催し物への取り組みも進めてきましたし、アグリマイスターによる担い手育成といったことも、今も着実に成果が上がってきているんじゃないかなと思っております。

企業の関係では、菅公学生服株式会社の誘致であったり、民間力を活用したカーブスジャパンなどによる健康づくりの推進、また情報通信の中でも、情報関係で、東京から

アマゾンラテルナによりますところの地域情報発信の事業などを展開してきているところであります。

今般行いました防災無線のデジタル化におきましても、中山間部におきましてもキャッチできるIP無線、これを県内でも先駆けて実施してきたところでもあります。

今進めつつあります本町の自然を生かした大山エコトラック事業への取り組みや、大山エリアの日本遺産認定と、あるいは大山寺旧境内の史跡指定、国立公園満喫プロジェクトの選定など、観光業や農林水産業を初めとする町内産業が連携をすることで、地域でもうける仕組みづくり、この形が少しずつできつつあると感じているところであります。

まだまだ目指すところには至りませんが、私の考える町づくりは、この8年で一つ一つ着実に進んできているものというふうに思っております。

2点目の未来づくり10年プランの責任者としての覚悟と決意はという御質問でありますけれども、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、新たなステージへと進むために、多くの住民の皆様と協働して大山町未来づくり10年プランを策定いたしましたところであります。

今後は、これまで取り組んできた大山の恵みを生かした町づくり、これを土台として、基本理念であります楽しさ自給率の高いまちへ、この実現のために、官民一体となって、住民の方々の力もいただきながら取り組みを進めていきたいと存ずるところであります。

特に、楽しさには、愉快・楽しいという感性的なことと、もっと根源的なやりがい・生きがい、そういったことも厳しさの中に目標に向かって積み上げていく努力・頑張りというものもあります。その充実感・達成感こそ、楽しさの実感につながるものと思っております。

町民の方々一人一人がこの楽しさを意識をして、行動して、そして仲間がつながって広がっていく、さまざまな取り組みを官民一体で推進をし、町全体が楽しさあふれる、元気でいつまでも暮らし続けたい町づくり、そういったものを目指していけたらなというふうに思うところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（2番 大原 広己君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広己君。

○議員（2番 大原 広己君） 最後の質問になると思いますが、私たち旧大山町も、3村合併して、30年かけてやっと山のほうと里のほうが融合できたのかなというふうに本町の合併のときに思いました。ということは、旧中山町・名和町・大山町、まだまだ融合して一体化するには、まだまだ時間がかかるとおられます。先ほどの町長の答弁にありましたように、課題は山積みだと思えます。

僕も議員として出てからこそ、いろんなことがわかりましたけども、これでいいというテーマは一つもないというふうに思えます。ですから、常に前を向いて、前進あるの

みで進んでいかなくちゃいけない。それはもちろん町長ひとりの責任ではもちろんありません。議会も含めて、役場の皆さんもそうです、町民もそうです、みんながですね、1年でも早く3町の融和というものを感じれるように頑張っていきたいなというふうに思います。

最後に、町長に今後の豊富を改めて聞きまして、終わりにしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほど述べさせていただいたところでありますけれども、新しい町が誕生して、次の10年プランという総合計画ができたというところでありまして、特に継続性ということが大切なんだろうなということを強く感じています。

今後においてもそうしたこれまで取り組んできたことを土台としながら、次のステージにつながっていくということであろうというふうに思っています。そういった取り組みの中で、今後のステージの中でも動いていくことが必要なんだろうなというふうに思うところでありますけれども、大原議員の思いからすると、4月に向けてどうなんだということなのかなというぐあいには感ずるところでありますけれども、今回のいろいろな課題もたくさんいただいております。継続性という思いの中で取り組んでいくということの思い、そういったものはありますけれども、今は与えられたたくさんの課題、テーマ、これを日々一生懸命対応させていただく中で、今後のステージということについては判断をしていくことであろうかなと思っておりますので、またの機会の中で発言をさせてもらいたいと思います。以上です。

○議員（2番 大原 広巳君） 以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で2番、大原広巳君の一般質問は終了いたしました。

○議長（野口 俊明君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は12月19日月曜日に議員討論会をこの本会議場で開催いたします。テーマを健康対策についてとして、午後1時30分から熱い討論を展開する予定であります。当日は、大山チャンネルやインターネットで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますよう、お願いいたします。

なお、次の本会議は、12月21日水曜日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

午後4時42分散会
